

# 高知県過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

高 知 県

# 目 次

I	基本的な事項	1
II	産業の振興	10
III	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	25
IV	生活環境の整備	32
V	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	34
VI	医療の確保	40
VII	教育の振興	43
VIII	地域文化の振興等	47
IX	集落の整備	48
X	その他地域の自立促進に関し必要な事項	49
XI	過疎地域市町村に対する行財政上の援助	50

# 高知県過疎地域自立促進計画

## I 基本的な事項

### 1 過疎地域の現状と課題

#### (1) 過疎地域の現状

##### ア 概況

(ア) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域は、県内34市町村のうち28市町村(8市、16町、4村。うち、過疎地域とみなされる区域を有する市町：3市、1町)、となっています。

(イ) 平成22年10月1日現在の過疎地域の全県に占める割合は、面積で79.6%、人口で28.5%となっています。

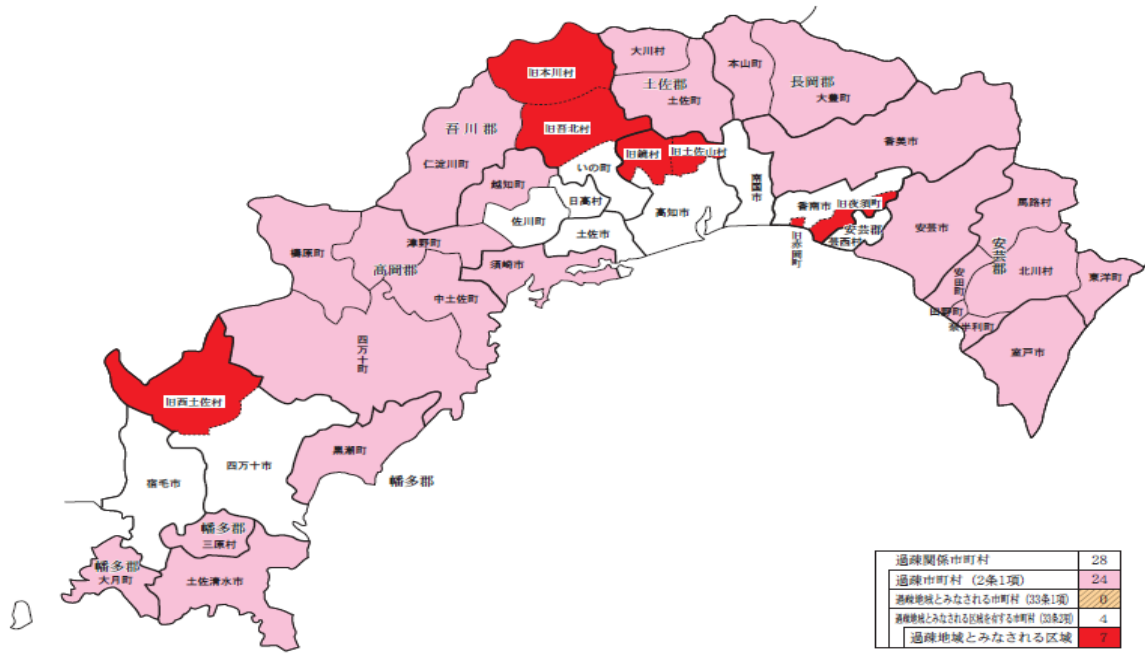
##### イ 人口の動向

(ア) 過疎地域の人口は、昭和35年の355千人をピークに減少を続け、平成22年には163千人となっています。

(イ) 県内においては高知市への一極集中の状態が続いており、また、過疎地域の市町村においても、役場など町の機能が集積している地域への集中が見られ、周辺の地域ほど人口の減少や高齢化が著しくなっています。

(ウ) 平成22年の過疎地域の高齢者比率は、39.2%と過去最も高く、一方、若年者比率は、9.0%と過去最も低い状況になっています。

## 高知県過疎地域エリア区分市町村図

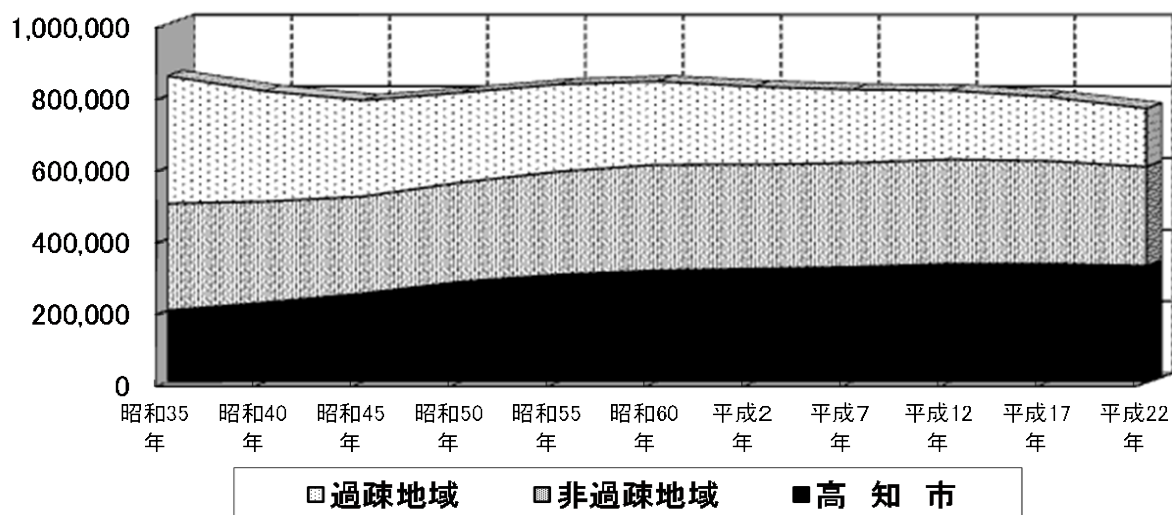


### 過疎地域の市町村の現状

過疎地域の市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	過疎地域の市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
高知市(旧鏡村、旧土佐山村の区域)	119.28	2,417	土佐町	212.11	4,358
室戸市	248.30	15,210	大川村	95.28	411
安芸市	317.34	19,547	いの町(旧本川村、旧吾北村の区域)	370.13	3,203
須崎市	135.46	24,698	仁淀川町	332.96	6,500
土佐清水市	266.56	16,029	中土佐町	193.43	7,584
四万十市(旧西土佐村の区域)	248.00	3,221	越知町	111.95	6,374
香南市(旧赤岡町、旧夜須町の区域)	40.68	6,959	梶原町	236.51	3,984
香美市	538.22	28,766	津野町	197.98	6,407
東洋町	74.10	2,947	四万十町	642.06	18,733
奈半利町	28.32	3,542	大月町	103.02	5,783
田野町	6.56	2,932	三原村	85.35	1,681
安田町	52.30	2,970	黒潮町	188.47	12,366
北川村	196.91	1,367	過疎 計	5,655.95	217,824
馬路村	165.52	1,013	非過疎 計	1,449.21	546,632
本山町	134.21	4,103	県 計	7,105.16	764,456
大豊町	314.94	4,719			

(総務省統計局「平成22年国勢調査」)

過疎地域人口の推移



(単位：人)

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
旧高知市の区域	200,817	222,791	248,121	280,962	300,822	312,241	317,069	321,999	330,654	330,788	325,197
非過疎地域	298,157	281,794	270,511	276,767	287,300	294,945	290,630	290,162	291,327	286,741	276,370
過疎地域	355,621	308,129	268,250	250,668	243,153	232,598	217,335	204,543	191,968	178,763	162,889
全 県	854,595	812,714	786,882	808,397	831,275	839,784	825,034	816,704	813,949	796,292	764,456

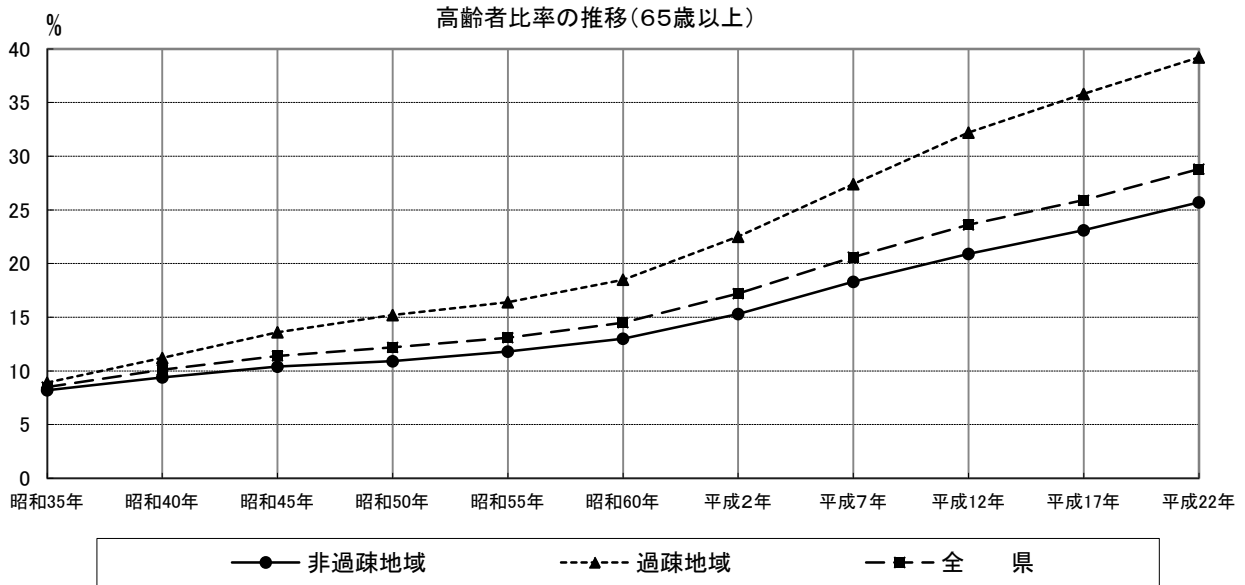
※暦年のデータを比較するため、過疎地域の人口は平成17年時点の過疎地域エリア区分で計上。非過疎地域は、旧高知市の区域以外の非過疎地域（一部過疎地域市町村の非過疎地域を含む）の計（国勢調査）

県内過疎地域の市町村人口減少率

(単位：%)

区分	高		低	
	H22/S35	H22/S55	H22/S35	H22/S55
1	大川村 90.0	大川村 54.6	須崎市 25.1	香美市 15.1
2	北川村 77.2	いの町 (旧本川村・旧吾北村) 50.0	香美市 33.6	安芸市 21.9
3	大豊町 74.1	大豊町 49.9	安芸市 35.6	香南市 (旧赤岡町・旧夜須町) 22.1
4	いの町 (旧本川村・旧吾北村) 72.1	仁淀川町 44.3	香南市 (旧赤岡町・旧夜須町) 35.9	須崎市 22.5
5	馬路村 70.4	馬路村 41.8	津野町 37.0	黒潮町 23.3

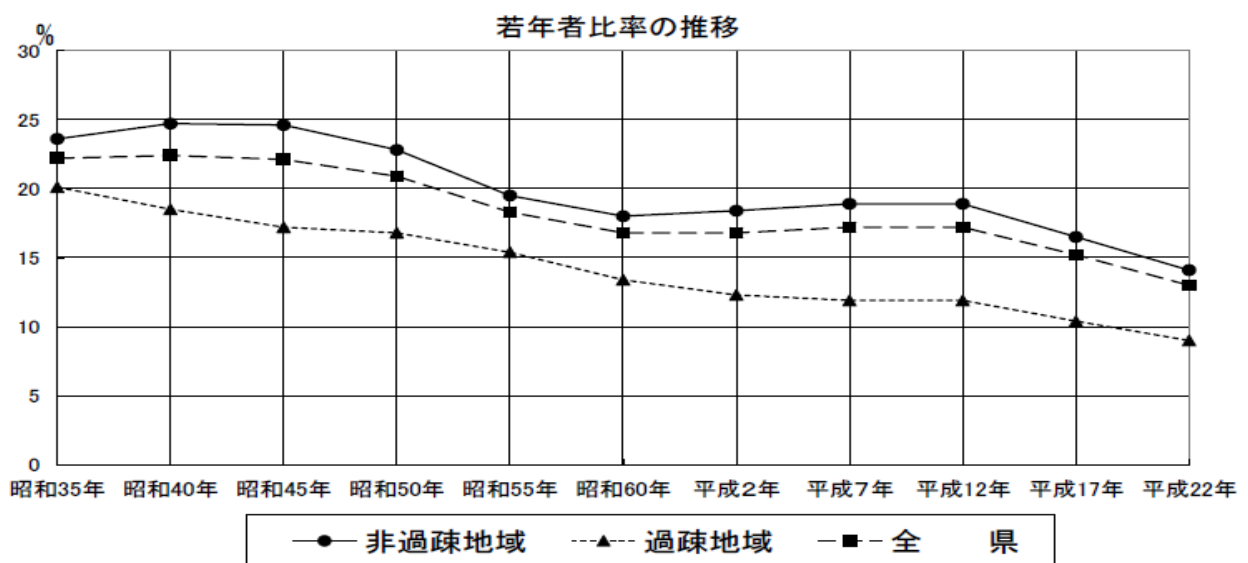
※平成22年10月1日現在の人口を基に平成27年4月1日時点の過疎地域エリア区分で算出（国勢調査）



(単位：%)

	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
非過疎地域	8.2	9.4	10.4	10.9	11.8	13.0	15.3	18.3	20.9	23.1	25.7
過疎地域	8.9	11.2	13.6	15.2	16.4	18.5	22.5	27.4	32.2	35.8	39.2
全 県	8.5	10.1	11.4	12.2	13.1	14.5	17.2	20.6	23.6	25.9	28.8

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は平成 17 年時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)



(単位：%)

	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2 年	平成7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
非過疎地域	23.6	24.7	24.6	22.8	19.5	18.0	18.4	18.9	18.9	16.5	14.1
過疎地域	20.1	18.5	17.2	16.8	15.4	13.4	12.3	11.9	11.9	10.4	9.0
全 県	22.2	22.4	22.1	20.9	18.3	16.8	16.8	17.2	17.2	15.2	13.0

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は平成 17 年時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)

過疎地域の高齢者比率上位 (%)

1	大豊町	54.02
2	仁淀川町	50.26
3	いの町 (旧本川村・旧吾北村)	47.14
4	大川村	44.28
5	土佐町	42.96

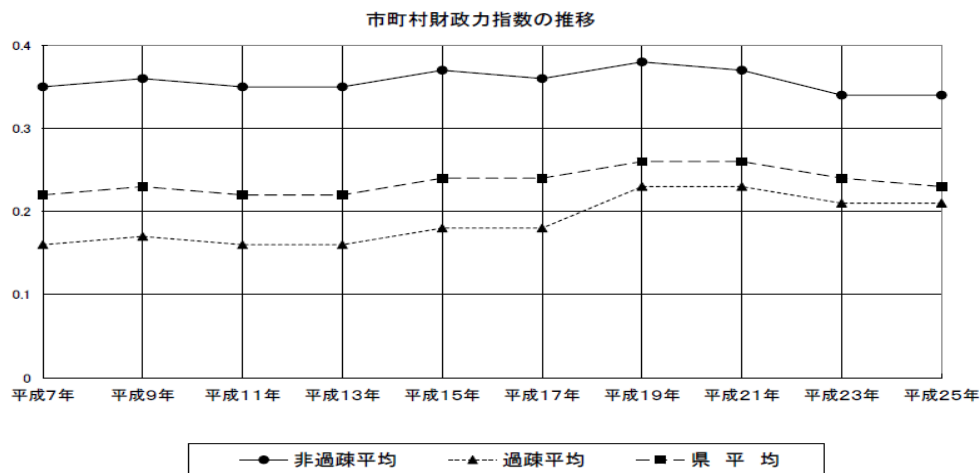
過疎地域の若年者比率下位 (%)

1	仁淀川町	6.03
2	大豊町	6.82
3	大月町	7.12
4	土佐清水市	7.57
5	四万十市 (旧西土佐村)	7.58

※平成 22 年 10 月 1 日現在の人口を基に平成 27 年 4 月 1 日時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)

ウ 財政状況

過疎地域の財政力指数の平均は、非過疎地域に比べて低い水準にあります。



	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年	平成19年	平成21年	平成23年	平成25年
非過疎平均	0.35	0.36	0.35	0.35	0.37	0.36	0.38	0.37	0.34	0.34
過疎平均	0.16	0.17	0.16	0.16	0.18	0.18	0.23	0.23	0.21	0.21
県平均	0.22	0.23	0.22	0.22	0.24	0.24	0.26	0.26	0.24	0.23

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は平成 17 年時点の過疎地域エリア区分で算出。

ただし、一部過疎地域のみ指数は算出できないことから、平成 19 年以降は一部過疎地域を含む市町村については全域を過疎地域とみなして算出しているため、過疎地域の指数の平均が上昇している。(地方交付税の状況：3 年平均指数)

## エ 公共施設の状況

### 〔道路整備〕

(ア) 過疎地域の国道、県道の改良状況は、非過疎地域と比べ、改良率で国道については1.7ポイント、県道については16.9ポイントの格差があります。

(イ) 過疎地域の市町村道の整備は、改良状況、舗装状況とも改善されつつありますが、非過疎地域との格差は依然としてあります。

### 〔上下水道〕

(ア) 過疎地域の上水道の普及率は、非過疎地域に近づいてきましたが、まだ格差が残っています。

(イ) 過疎地域の下水道の普及率は15.5%で、非過疎地域の普及率42.4%とかなりの格差が見られます。(平成26年3月31日現在)

### 国道、県道、市町村道の整備状況

		実延長 km	現況	
			改良済 km	改良率 %
国 道	非過疎地域	125.5	106.8	85.1
	過疎地域	531.8	443.4	83.4
県 道	非過疎地域	836.7	535.5	64.0
	過疎地域	1,279.7	602.7	47.1
市町村道	非過疎地域	5,029.3	2,598.0	51.7
	過疎地域	5,764.2	2,177.5	37.8

(高知県の道路状況：平成26年4月1日現在)

### 市町村道整備の推移

(単位：%)

	平成15年		平成18年		平成21年		平成24年	
	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率
非過疎平均	44.4	84.7	45.5	85.0	47.3	87.3	49.9	88.9
過疎平均	33.5	74.3	34.4	74.5	36.6	74.6	37.7	77.2
県平均	38.9	79.4	39.8	79.6	41.8	80.7	43.0	82.2

(高知県の道路状況：平成26年4月1日現在)



## 水道普及状況

		平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
施設数	非過疎地域	1 4 3	1 3 4	1 2 9	9 4	7 8
	過疎地域	3 6 4	3 8 8	3 9 7	3 7 1	3 8 3
	全 県	5 0 7	5 2 2	5 2 6	4 6 5	4 6 1
給水人口 (千人)	非過疎地域	5 5 1	5 6 6	5 7 4	5 4 6	5 1 0
	過疎地域	1 7 7	1 7 4	1 6 9	1 7 7	1 9 2
	全 県	7 2 8	7 4 0	7 4 3	7 2 3	7 0 2
普及率 (%)	非過疎地域	9 0 . 8	9 2 . 2	9 2 . 6	9 3 . 9	9 4 . 7
	過疎地域	8 6 . 1	8 9 . 2	9 0 . 4	9 0 . 6	9 1 . 0
	全 県	8 9 . 6	9 1 . 1	9 2 . 1	9 3 . 1	9 3 . 7

(高知県の水道)

### オ 過疎対策事業の成果

昭和 4 5 年、昭和 5 5 年、平成 2 年、平成 1 2 年の 4 次にわたる過疎立法に基づき、過疎対策を計画的、総合的に推進してきた結果、公共施設の整備など一定の成果を上げてきました。

#### (2) 過疎地域の課題

本県では、これまでの 4 5 年余りにわたり総合的な過疎対策事業を実施し、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきました。

しかしながら、こうした取り組みにも関わらず特に過疎地域では、人口減少と少子・高齢化が経済の縮小を招くことで若者が県外に流出し、そのためさらに人口が減少するといった負の連鎖により、様々な課題に直面しています。

生活の面では、路線バスなどの廃止により移動手段を確保することが難しくなっているほか、生活用品・生活用水の確保といった問題が起きています。また、鳥獣による農林作物等への被害の拡大や、地域医療を担う医師の不足などの課題を抱えています。

産業の面では、基幹産業である第 1 次産業の不振が耕作放棄地の増加や森林の荒廃といった状況も招いており、第 2 次産業では、建設業のウエイトが大きく公共事業に依存した状況が見られることから、第 3 次産業も含めた多様な就労の場の創出や新分野への進出が必要となっています。

さらに、過疎地域の産業、文化、生活など様々な活動の場である「集落」では、担い手不足やコミュニティ活動の衰退などとも相まって、住民同士の結びつきやつながりの弱体化が懸念されています。

過疎地域の人口減少と高齢化の著しい進行が予想される中で、過疎地域の住民の方々の暮らしを守り、集落をいかにして維持、再生していくかが大きな課題となっています。

## 2 過疎地域の自立促進の基本的な方向

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対して食糧・水資源の供給や、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的な機能を担う国民共有の財産とも言え、このような財産である過疎地域は、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境として未来に引き継ぐべき地域であると考えます。

これまで過疎地域が担ってきた国土の保全や水源のかん養、食糧の供給などの重要な機能の維持に加え、森林資源などを活用した新たな循環型エネルギー対策の担い手としても、過疎地域の公益的役割はますます大きくなっていますが、このような役割は、地域に人が住み、生活の営みが続くことにより、その機能が十分発揮できるものと考えます。

本県では、中山間地域の総合対策の柱である「産業をつくる」「生活を守る」を基本に過疎対策を推進しており、地域で一定の収入を得ながら、安心して住み続けることができる仕組みづくりを目指しています。

今回策定する過疎地域自立促進計画においては、①産業の振興、②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、③生活環境の整備、④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑤医療の確保、⑥教育の振興、⑦地域文化の振興等、⑧集落の整備、⑨その他地域の自立促進に関し必要な事項の9つの項目の柱立てのもと、本県が掲げる「5つの基本政策」と「5つの基本政策に横断的に関わる政策」を総合的に組み合わせる形で策定した「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進することで、過疎地域の自立の促進を図ります。

### 「5つの基本政策」

- ・ 経済の活性化(産業振興と雇用創出)
- ・ インフラの充実と有効活用
- ・ 教育の充実と子育て支援
- ・ 県民の安全・安心の確保に向けた地域の防犯、防災の基礎づくり
- ・ 日本一の健康長寿県づくり

### 「5つの基本政策に横断的に関わる政策」

- ・ 中山間対策の充実・強化
- ・ 少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大

特に、中山間地域の総合対策の柱の一つである「産業をつくる」については、本県の経済を根本から元気にするためのトータルプランである「高知県産業振興計画」を実行していくとともに、地域で新たな取り組みが生まれ育つ環境づくりを推進します。

さらに、「生活を守る」については、中山間地域の維持・創生に向け、「集落活動センター(地域の支え合いや活性化の拠点)」と「あったかふれあいセンター(小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点)」の整備促進を図るとともに、地域の資源や特性を生かした産業づくり支援、

生活用水や移動手段の確保対策等の生活支援などを促進し、産業づくりと生活を守る取り組みを両面から進めます。

## II 産業の振興

本県には、全国トップクラスと言われる「食」をはじめ、四万十川や土佐湾といった「美しい自然」、四国八十八ヶ所や幕末の志士などの「歴史、文化」、よさこい祭りやお接待に代表される「人々の活気」、「おもてなしの心」など、全国に誇れる資源が数多く存在します。

こうした『食』、『自然と歴史』、『人』といった本県の「強み」となる資源を最大限に生かしながら、地産外商とあわせて人材確保の取り組みを進め、「所得の向上」と「雇用の創出」につなげることで、過疎地域で一定の収入を得ながら安心して生活していくことができる仕組みづくりを目指します。

### ■産業振興の方針

#### 【「地産」と「外商」をさらに強化し、その成果を「拡大再生産」へ！】

「高知県産業振興計画」を中心として、生産から加工・流通・販売までを見通し、高知県の経済を根本から元気にする取り組みを推進することで、『地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける「高知県」』の実現を目指します。

#### ○足下を固め、活力ある県外市場に打って出ます。

##### (1) 地産地消の徹底

生産地や県内産業の力を強めていくため、できるだけ県産品を使うことを徹底していきます。

##### (2) 地産外商のさらなる推進

大きく伸びた外商の効果をさらに拡大していくため、県外市場への売り込みを強化します。

##### (3) 海外の販路開拓に挑戦

ユズを中心とした食品の輸出で培ってきたネットワークやノウハウを生かして、食品に加え機械系製品も含めた輸出振興に本格的に取り組みます。

##### (4) 全国に通用する観光地づくり

地域が主体となって観光商品をつくり、これを効果的に PR して売り込み、そしてリピーターになっていただくためのおもてなしに取り組む、といった3つの取り組みをしっかりと連動して進めていきます。

#### ○産業間連携を強化します。

##### (1) 第一次産業の強みを生かした食品加工の一層の展開

食品表示の適正化や生産管理の高度化を進め、消費者が求める商品づくりを一層推進します。

##### (2) ビジネスプランづくりから商品開発・販売促進まで一貫したサポート

「ものづくり」の総合力を高め、競争力を備えた「メイド・イン高知」の製品の全国展開

を図ります。

### **(3) 産学官連携によるイノベーションの創出**

県内外の産学官民の英知の導入や外部との交流促進による新たな事業展開を支援します。

## **○足腰を強め、地力を高めます。**

### **(1) 第一次産業の振興**

本県の強みである農林水産業の生産地の強化や担い手の確保・育成を図ります。

### **(2) 中山間地域の暮らしを支える産業づくり**

中山間地域においても安心して暮らしていけるよう、地域の特性を生かした新たなビジネスの創出に取り組みます。

## **○新たな産業づくりに挑戦します。**

### **(1) 防災関連産業の振興**

多発する自然災害を通じて磨いてきた本県の防災対策の経験を土台とし、防災関連産業の振興を図ります。

### **(2) 豊かな自然を産業に生かす**

全国トップクラスの日照量や降水量、森林率を誇る、本県の優位な環境を生かした新たな産業の創出に取り組みます。

## **○産業人材を育成・確保します。**

### **(1) 志ある産業人材の育成**

市町村や産業界、大学などと連携し、「志ある産業人材の育成」に力を注ぐとともに、中核人材の確保や円滑な事業承継をサポートします。

### **(2) 人材確保の取り組み強化**

「事業承継・人材確保センター」による中核人材の確保、円滑な事業承継のサポートや、「林業学校」における全国の林業をリードできる人材の輩出など、「人材確保」の取り組みを強化します。

## **○移住促進により、活力を高めます。**

「移住促進によって地域や経済の活性化」につながることを目指して、バージョンアップした移住促進策を積極的に推進します。

こうした基本的な方向性のもとに、農林水産業の振興、地場産業の振興、企業の誘致対策、起業の促進、商業の振興、観光の振興、といったそれぞれの施策に取り組みます。

## 農業・農村振興の視点

過疎・高齢化の進行により農業者の減少が進むとともに、農地面積などが継続的に減少するなど、食料供給力が弱まっています。また、生産資材の高騰や農産物価格の低迷などもあり、農業を取り巻く情勢は厳しいものがあります。

こうした状況に対応するため、高品質・高収量な農作物の生産に向けた取り組みにより農業者所得を向上させるとともに、農業の魅力を高め、地域の担い手を確保・育成することで、さらに生産拡大につながる好循環の実現を目指します。

特に、中山間地域の多い本県の農業・農村の情勢はさらに厳しさを増していることから、中山間地域の農業の維持、活性化に向けて、地域で支える仕組みづくりなどに取り組みます。

- (1) 高品質・高収量な農作物の収量アップを目指して、環境制御等の先進技術を活用した次世代型こうち新施設園芸システムの普及などに取り組み、力強い産地を育成します。
- (2) 集落営農の組織化の広がりや法人化へのステップアップに取り組むとともに、地域の特性を生かした農産物の生産や加工、庭先出荷や農作業受託などを行う中山間地域の農業を支える複合経営拠点の整備を推進します。
- (3) ブランド化の推進や、規模に応じた流通・販売の強化と展開を図ります。
- (4) 地域の実情に即した新規就農者の確保・育成と、地域農業の核となる企業的経営体の育成を図るとともに、基盤整備と担い手への農地の集積を促進します。

## 林業振興の視点

木材価格が大幅に低下し、厳しい経営環境にある林業・木材産業界ではありますが、国際的な木材需給の状況や、地球温暖化の防止などに対する森林への関心の高まりなどを好機と捉え、「原生産の拡大」、「加工体制の強化」、「流通・販売体制の確立」、「木質バイオマスの利用拡大」、「森のものの活用」、「健全な森づくり」の6つの柱に基づき、「本県の豊富な森林資源を余すことなくダイナミックに活用した所得の向上と雇用の創出」を目指すことで、地域経済に貢献します。

- (1) 大型製材施設や木質バイオマス発電所の稼働などによる原木需要の高まりに応えるため、原木の増産に取り組めます。
- (2) 乾燥材など消費者ニーズに対応した高品質な県産材製品の生産に取り組めます。
- (3) 都市部での販売を強化するため、流通・販売体制の確立に取り組めます。
- (4) 原油価格の変動や地球温暖化対策への対応として、循環利用ができる地域の森林資源を活用した木質バイオマス利用の拡大に取り組めます。
- (5) 食の安全・安心や、自然への関心が高まっており、森のものの活用に取り組めます。
- (6) 水源かん養や災害防止など、森林のもつ公益的機能が注目され、特に近年 CO<sub>2</sub>吸収源対策としての森林整備が求められているため、健全な森づくりに取り組めます。

## 水産業振興の視点

魚価の低迷による漁業経営の圧迫や漁業就業者の減少・高齢化など、本県水産業の厳しい状況を打開し、漁業者とその家族が将来にわたって漁村で生活していけるよう、所得の向上と雇用の場の確保に取り組みます。

- (1) 県内市場への水揚げ促進や養殖業の振興により、安定した漁業生産量を確保します。
- (2) 移住促進策との連携や受け入れ体制の強化などにより新規就業者の参入を促し、漁業の担い手を確保します。
- (3) 大都市圏での外商ビジネスを拡大・強化するなど、本県水産物の販売力の強化と魚価の向上を目指し、地産地消・外商の取り組みを進めます。
- (4) 養殖魚を中心とした加工ビジネスの拡大や、伝統的な水産加工業を振興し、地域の雇用の場を確保します。
- (5) 滞在型・体験型観光の推進や、資源豊かで賑わいのある河川づくりに取り組み、地域資源を活用した交流の拡大を図ります。
- (6) 水揚げ・流通の拠点となる漁港の整備や漁村における南海トラフ地震対策など、安全で活力ある漁村づくりを進めます。

## 地場産業振興の視点

- (1) 農山漁村の特色ある資源や技術を活用し、基幹産業である農林水産業と他の産業との組み合わせにより、地域産物の付加価値を高め、地域の顔となる特産品づくりを進めます。
- (2) 経費節減等の合理化を進め、更に先端技術の導入、異業種間交流、販売マーケティングの戦略や地域ブランドの形成等により、過疎地域における事業者の経営力を強化し、地域の活力と発展力を高めます。
- (3) 地域の取り組みを成功に導き、地域自体が力をつけていくため、地域の産業を支える中核的な人材を育成、確保します。
- (4) 農商工連携など産業間連携をはじめ、企業間の協力や地域間の連携により、地場産業と地域文化等をセットでPRするなど、地域における様々な形態の連携の仕組みづくりを進めます。
- (5) 地域の産業の足元を固めるため、地域のものは地域で消費する“地産地消”の取り組みを強化します。
- (6) 高知のものを磨き上げ、首都圏や近畿圏などの消費地や、海外も視野に入れたより大きな市場に売り出していく“地産外商”の取り組みを積極的に進めていきます。

## 企業誘致の視点

過疎地域の経済活力を高め、新たな就労の場を創出していくためには、企業を受け入れる風土づくりが重要であることから、こうした風土を醸成するため、市町村と連携して、企業誘致や立地後の支援体制の整備に取り組みます。

- (1) 工業団地等、企業立地基盤などの誘致環境の整備を促進します。
- (2) 事務系職場や本県の強みを生かした第一次産業分野など、より幅広い観点からの企業誘致を推進します。
- (3) 企業のアフターケアを一層充実していきます。

### **起業促進の視点**

- (1) 地理的ハンディキャップからくる時間距離の制約や、マンパワーの活用の非効率などの諸問題を克服するため、情報産業の育成やテレワークの推進に努めるとともに、地域の強みとなる「自然」や「歴史・文化」といった地域資源を活用しつつ、自然と調和した産業の振興をはじめ、多様な業種において、コミュニティビジネスなど、過疎地域の特徴を生かした起業化を推進します。
- (2) 第1次産業との融合化の促進など、食品分野等での異業種交流や共同研究を進めるとともに、今後、成長が期待できる分野での産学官連携を進めることで、新たな分野への進出や新製品の開発を支援していきます。
- (3) 小さなビジネスから新事業への展開や、建設業の新分野進出を推し進め、過疎地域における若者等の働く場の確保につなげていきます。
- (4) 過疎地域における産業振興の取り組みを継続していくためには、地域の取り組みを中核となって推進していく人材の存在が欠かせないことから、今後の地域産業を創造・リードする新たな人材の育成・確保に取り組みます。

### **商業振興の視点**

地域経済に貢献する商業の活性化や地域生活者の視点に立った商業機能の維持に必要な支援に取り組みます。

- (1) 魅力ある個店づくりに向けた経営改善のための指導を行います。
- (2) アンテナショップなどの設置を支援し、地産地消、地産外商を推進します。
- (3) 情報通信技術の進展に対応するため、インターネット等を活用した事業者等の取り組みを推進します。
- (4) 商店街の振興や中心市街地の活性化を図る取り組みを支援します。

### **観光振興の視点**

400万人観光が定着しつつある現状を踏まえ、次の目標として掲げている435万人の入込客数を目指し、「地域が一体となった戦略的な観光地づくりの推進」と、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会も見据えた「国際観光の抜本強化」の2点に特に重点を置いて、旅行商品を「つくる」、「売る」、「もてなす」という一連のサイクルをより強化していきます。



事業名	事業内容	備考
(1) 農業の振興		
こうち農業確立総合支援	市町村が自主的・主体性をもって行う農業生産活動等に係る農業振興施策を支援する。	
農業経営基盤強化促進事業	認定農業者等の農業経営の改善を図るため、地域担い手育成総合支援協議会が行う、担い手育成のためのアクションプログラム作成等の事業に対し補助する。	
新規就農推進事業	産地による新規就農者の受入体制整備、就農希望者の実践研修や後継者の親元研修を総合的に支援することにより、新規就農者確保対策を推進する。	
普及指導活動推進事業	まとまりある園芸産地づくり、環境保全型農業や集落営農、6次産業化の推進、担い手の確保育成などの地域課題の解決に向け、効果的な普及活動を実施する。	
県産米ブランド化推進事業	本県産米のブランド化を推進するため、高品質で食味の良い「こだわり米」の県外への有利販売などの取り組みを支援する。	
酒米生産振興対策事業	酒米の品質向上及び生産拡大の取り組みを支援することにより、酒米の生産振興を図る。	
薬用作物生産振興対策	薬用作物の栽培実証、栽培や販売に関する講習会の開催等により、薬用作物の生産振興を図る。	
新需要開拓マーケティング事業	青果物等の流通、販売、消費行動の変化等に的確に対応するため、農業団体と一体となり、市場から先の実需者を見据え、環境保全型農業などの産地の取り組みを伝える販売など本県の強みを生かした販売を強化する。	
まとまりのある園芸産地活性化事業	篤農家のほ場を「学び教えあう場」として設置し、その優れた生産技術を他の生産者に移転することで産地全体が高収量・高品質を目指すことを支援する。	
IPM 技術普及推進事業	農薬による環境への負荷を最小限とするとともに、農産物の安全性を高めるため、化学合成農薬だけに頼らない総合的な病害虫管理技術の確立を図る。	
環境保全型農業推進事業	環境保全型農業の啓発や技術確立のための実証及び普及活動を行う。また、環境保全型農業を実践する生産者組織の活動や有機 JAS 認定取得及び有機農業における生産技術の向上や販路開拓等に対して支援を行う。	

園芸品等生産・集荷 力強化事業	中山間地域において、農家の庭先や地域拠点施設での集出荷体制の充実・強化や、高齢者でも取り組める地域特性を生かした有望品目の導入・定着における新たな仕組みづくり、生産の拡大等を支援する。	
土佐茶ブランド化推 進事業	土佐茶の生産振興を図るため、販売戦略を確立していくとともに、生産者と関係団体が一体となって土佐茶の消費拡大と良質な茶の生産等に取り組む。	
土佐あかうし改良増 殖推進事業	国際・産地間競争に対応し、土佐あかうしの生産性向上と品質面の優位性を確保するため、発育や肉質が優秀な種雄牛を造成し、育種改良体制の強化を図る。	
土佐あかうし受精卵 移植用乳用牛貸付事 業	土佐あかうし受精卵を移植する乳用牛を県が導入して酪農家に貸付け、生産された子牛は酪農家から県に納付を受けて育成し肥育農家に販売することで、肥育もとに牛を供給する。	
土佐あかうし受精卵 移植普及定着化事業	県内公共牧場や酪農家牛舎での乳用牛への受精卵移植を強化するとともに、キャトルステーションを増設し、健康な子牛を増産する体制を整備する。	
土佐和牛一年一産推 進対策事業	繁殖雌牛の分娩間隔を短縮して子牛の生産効率を高めるため、血液検査による栄養診断に基づく飼料給与改善指導や早期妊娠鑑定を実施する。	
土佐和牛繁殖用雌牛 保有促進事業	土佐和牛生産基盤の維持・拡大を図るため、土佐和牛繁殖雌牛の導入及び雌子牛の繁殖向け自家保留を促進するための取り組みに対し、補助する。	
土佐和牛担い手確保 対策事業	土佐和牛農家の担い手を確保育成するため、生産地での研修等を支援するとともに、就農に向けた仕組みづくりを進めることによって、新規就農者の確保を推進する。	
土佐ジロー生産体制 整備強化事業	土佐ジローの安定供給と低コストで高品質卵の増産を図るため、原種鶏の確保、種卵や雛の生産及び鶏質の改良を促進し、中山間地域における生産基盤の強化と産地育成を図る。	
土佐はちきん地鶏普 及対策事業	種卵・孵卵センターへの安定的な種鶏の供給と生産農家や種鶏・孵卵センターへの指導を徹底し、土佐はちきん地鶏の生産基盤強化を図る。	
こうちの地鶏生産基 盤拡大事業	中小規模農家の多い「土佐ジロー」「土佐はちきん地鶏」の飼育農家の規模拡大を支援し、生産基盤の強化を図ると共に、新規農家の飼養管理施設整備の取り組みに対して支援する。	

レンタル畜産施設等整備事業	畜産物生産基盤の維持・拡大、強化を図るため、市町村又は農業協同組合が行うレンタル畜産施設等の整備に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、補助する。	
畜産競争力強化整備事業	畜産業を核とした地域産業を維持・拡大、強化するため、地域の中心的な畜産経営体等（1戸1法人を含む）が実施する家畜飼用管理施設等の整備を支援する。	
中山間地域等直接支払事業	中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、農業生産活動を行う農業者等に対し直接支払を実施する。	
集落営農・複合経営拠点支援事業	農業生産の共同活動に取り組む集落営農の裾野を広げるとともに、複合経営に取り組む「こうち型集落営農」の更なる拡大と法人化を推進する。また、中山間地域の農業の競争力を高め、支える「中山間農業複合経営拠点」を県内に拡大する。	
多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動を推進する。	
かんがい排水事業	県営事業で造成された基幹農業水利施設の長寿命化計画の作成及び補修工事を実施する。	
経営体育成基盤整備事業	地域農業の振興と優良農地を確保するため、経営体の育成を進めながら農業生産基盤の整備を実施する。	
中山間地域総合整備事業	中山間地域の農業・農村の活性化、定住の促進及び環境を保全するため、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施する。	
6次産業化推進事業	6次産業化に取り組む農業者等の裾野を拡大するとともに、商品開発や販路開拓等への総合的な支援により、農業者等の所得の向上や農村地域の活性化を図る。	
地産地消推進事業	「おいしい風土こうちサポーター」を中心とした県内事業者や県民との協働により地産地消を推進するとともに、直販所における安全安心の意識向上と販売拡大支援により、地域経済の活性化を図る。	
(2) 林業の振興		
人づくり推進事業	森林整備の担い手となる人材の確保・育成や林業就業者の労働条件の向上を図るなど将来の地域林業を担う人づくりを総合的に実施する。	

林業学校事業	林業の担い手を養成する林業学校の運営を行う。
森の工場活性化対策事業	森林の集約化や集約化した「森の工場」で原木の増産に取り組む林業事業者に対して、搬出間伐や路網の整備、高性能林業機械等の導入を支援する。
造林事業	健全で多様な森林の整備を計画的に推進するための支援を行う。
木材安定供給推進事業	中間仕分施設等への原木の安定供給を目的とする搬出間伐や路網整備を支援する。
地域林業総合支援事業	森林資源の有効な利活用による地域林業の活性化を支援する。
県産材外商推進対策事業	県産材の地産外商を推進するため、県外での販売促進活動を行う。
木材産業等高度化推進資金貸付事業	木材の生産・加工・流通の合理化、林業経営の改善を推進するため、必要な運転資金を金融機関に預託し低利で融資する。
林業・木材産業改善資金貸付事業	林業経営又は木材産業の経営改善を図るため、改善措置に必要な設備資金を貸し付ける。
木質資源利用促進事業	森林資源を活かした循環型社会の形成を図るため、木質バイオマスの利用拡大に取り組む。
県民参加の森づくり推進事業	県民参加の森づくりを推進するため、普及啓発事業や森林ボランティア活動、森林環境学習などを支援する。
緊急間伐総合支援事業	造林事業の補助対象とならない森林について、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るほか、搬出間伐の実施や路網の整備等を総合的に支援する。
みどりの環境整備支援事業	CO <sub>2</sub> 吸収効果の高い若齢林の切捨間伐を促進することで、荒廃森林の発生を防止し、森林の持つ公益的機能が発揮されるよう森林を整備する。
森林資源再生支援事業	森林資源の持続的な利用と森林の多面的機能の維持増進を図るため、伐採跡地の再造林等を支援する。
原木増産推進事業	製材工場や木質バイオマス発電所等に供給する原木を確保するため、皆伐用の作業道の開設、集材用架線の設置や高性能林業機械の導入、自伐林家等に対する林業機械のレンタル等を支援する。

<p>(3) 水産業の振興</p> <p>漁業金融対策</p> <p>沿岸漁業改善資金助成事業</p> <p>栽培漁業振興事業</p> <p>漁場環境保全事業</p> <p>内水面漁業振興事業</p> <p>養殖業振興対策事業</p> <p>沿岸漁業担い手活動促進事業</p> <p>漁業生産基盤整備事業</p> <p>沿岸沖合漁業等振興事業</p> <p>高知県1漁協支援事業</p>	<p>漁業者等が必要とする設備・経営等の資金を低利で融資するため、利子補給や保証料補給を行う。</p> <p>沿岸漁業の振興及び漁家生活の向上並びに青年漁業者育成に資する無利子資金を貸し付ける。</p> <p>「高知県栽培漁業基本計画」に沿って、ひらめ、えび類の放流用、中間育成用の種苗を生産し、県内市町村等に配布し、沿岸漁業振興に取り組む。</p> <p>漁場環境の維持、保全のための調査や赤潮プランクトンの発生監視を行うとともに、二枚貝類の食品としての安全性確保のため、貝毒の発生監視を行う。併せて、水産業及び漁村が有する多面的機能の発揮に資する取り組みを支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図る。</p> <p>内水面魚族資源の増強を図るとともに、交流人口の拡大に必要な取り組みを実施し、内水面漁業の振興と中山間地域に賑わいを取り戻すことを目指す。</p> <p>養殖業の持続的発展を図るため、養殖実態調査等により収集した基礎資料に基づく適正養殖指導、魚病発生時の防疫対策指導などを行うとともに、養殖生産者グループの担い手の確保や協業化による生産量の維持を支援する。また、県内マグロ養殖の安定生産に向けた人工種苗生産の技術開発を行う。さらに、本県養殖業の持続的な振興のため、新たに沖合養殖漁場の開拓を図る。</p> <p>新規漁業就業者の確保を推進するとともに、地域における漁業の担い手の活動支援を通じ、漁業と地域の活性化を図る。</p> <p>水産業の振興及び漁村の活性化効果が認められる事業や漁業経営の効率化のための設備投資を支援する。また、ロケット打ち上げや軍事演習に伴う漁業への影響を緩和するため、生産基盤整備への支援を行う。</p> <p>黒潮牧場や漁海況情報システムの管理・運営、資源管理の推進、定置網漁業の振興、カツオの県内水揚げの促進など、沿岸漁業等の振興を図る取り組みを広く支援する。</p> <p>高知県漁協の財務改善を支援し、自立漁協への移行を図るとともに、同漁協と合併不参加漁協との合併を推進する。</p>	
---	--	--

水産物地産外商推進事業	県外飲食店とのネットワークの構築、商談会参加等による小売店や飲食店への販促活動、土佐のたたき文化の情報発信等により、本県水産物の地産外商を推進する。	
水産物地産地消推進事業	県内水産物の消費拡大を推進するため、漁協等と連携した魚食普及活動やインターネットを使った情報発信等を行う。	
水産加工振興事業	県産水産物の付加価値向上と雇用機会の確保を図るため、地域水産物を活用した前処理加工等の事業化などを支援するとともに、加工養殖魚等の海外販路を開拓し、輸出を促進するための総合的な支援を行う。	
広域水産物供給基盤整備事業	水産物の生産及び流通の拠点として、また、南海トラフ地震対策として、第2種、第3種、第4種漁港で防波堤や岸壁等の整備を行う。	
地域水産物供給基盤整備事業	地域における水産物の生産・流通機能の強化及び漁港施設の機能保全を図るため、第1種漁港等の漁港施設の整備等を行う。	
漁港環境整備事業	漁港環境施設の整備を行うことにより、快適で潤いのある漁港環境を形成し、地域の活性化を図る。	
水産基盤ストックマネジメント事業	施設の長寿命化を図るため、機能保全計画に基づき漁港施設の整備を行う。	
漁港高度利用促進対策事業	水産業の健全な発展のため、漁港機能の向上及び利用の円滑化や、漁港・漁村における防災対策等の整備を行う。	
広域漁場整備事業	カツオ・マグロ類などの回遊性魚類の漁場形成の安定化・長期化による沿岸漁業操業の効率化を図るため、浮魚礁を整備する。	
(4) 地場産業の振興		
産業振興推進総合支援事業	産業振興計画（地域アクションプラン）に位置づけられた取り組み等を対象に、産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取り組み等を総合的に支援する。	
食品加工推進事業	消費地から求められる食品加工施設の生産管理の高度化や、適正な食品表示に対する支援のほか百貨店バイヤーや産業フードプロデューサー等と連携しながら、マーケットのニーズに基づいた商品の改良・開発を支援する。	
高知家プロモーション推進事業	本県の認知度の向上を図り、地産外商や観光、移住など具体的な成果によりつながるよう、県産品や自然、人など高知県の魅力をテレビや特設サイト等で切れ目なく情報発信する。	

<p>伝統的工芸品産業等 後継者育成対策事業</p>	<p>本県の特徴ある地場産業である伝統的な工芸品や特産品の振興を図るため、これらの製品の製造に意欲的に取り組もうとするものを発掘し、技術やノウハウを伝承する後継者の育成とともに、伝統的工芸品、特産品の PR や販路拡大を支援する。</p>	
<p>受注拡大支援事業</p>	<p>ものづくり企業を対象にして県外での受注拡大に向けた取り組みを総合的に支援する。</p>	
<p>ものづくり力強化対策事業</p>	<p>ものづくりに関するワンストップ窓口として本県のものづくりを一層強化するために、ものづくり地産地消・外商センターにおいて、事業化プラン作りから製品開発・販売促進までの一貫支援を行うとともに、企業の経営ビジョンを実現する事業戦略の策定・磨き上げを支援する。</p>	
<p>防災関連産業振興事業</p>	<p>南海トラフの巨大地震対策と連動させた防災関連産業の振興を図るため、県内の防災関連の需要を県内製品で満たす「地産地消」や、国内外で求められる製品を県内企業が商品化し売り出していく「地産外商」の活動を支援する。</p>	
<p>ものづくり産業強化事業</p>	<p>県内企業の生産性を高め、県内での生産活動の拡大と雇用の確保につなげていくため、企画段階から試作開発・製品改良、設備投資など、ものづくりの各段階全ての企業ニーズに対応した支援を行う。</p>	
<p>室戸海洋深層水ブランド化事業</p>	<p>他の取水地や地産外商公社等と連携して海洋深層水商品の PR や販路開拓、ビジネスに結びつく連携事業を展開するとともに、新商品の開発や新分野への利用拡大に向けた研究等の取り組みに対する支援を行う。</p>	
<p>産業人材育成事業</p>	<p>産学官の機能を生かして産業人材を育成するため構築した「産業人材育成プログラム」に基づき、受講者のレベルに応じた研修を体系的に実施することにより、産業振興の担い手となる人材を育成する。</p>	
<p>産業技術人材育成事業</p>	<p>工業技術センターにおいて、食品加工、機械金属などの分野で、製造技術や品質管理などの研修や外部人材の派遣による技術支援等を実施することにより、ものづくり産業の担い手となる技術者を育成する。</p>	
<p>ものづくり力育成事業</p>	<p>紙産業技術センターにおいて、幅広い市場ニーズに対応できる企業を育成するために、大型プラント運転技術の高度化を図るとともに、企業ニーズに合わせた製品開発や技術力育成を目指した研修等を実施する。</p>	

地産外商推進事業	地産外商を推進するため、首都圏アンテナショップを拠点とする高知県地産外商公社や県外事務所を中心として、県産品の首都圏や関西・中部地区などへの販路開拓・販売拡大につなげる活動を実施する。	
海外経済活動拠点事業	海外への販路拡大等のため、シンガポール事務所及び上海や台湾の支援拠点による、情報の収集や県内事業者への情報提供、助言や商談の支援を実施するとともに、国内外の商談会・見本市への出展等を行う。	
地域づくり支援活動 (地域支援企画員活動費)	市町村等と連携しながら、地域が元気になる取り組みを応援することにより、地域の自立を支援する。	
移住促進事業(人財誘致促進事業)	都市部から人材を呼び込むため、各産業分野の担い手確保策と連携し、移住者の起業、就業を支援する取り組みなどを行う。	
産学官連携新産業創出事業	県内の産学官連携を強化し相互の情報共有や交流を推進するとともに、事業化につながる共同研究を推進し、科学技術を活用した新たな産業の創出を図る。	
専門家(弁理士)派遣事業	「土佐あかうし」、「土佐天空の郷」など地域の特色ある資源や、「仁淀川」、「室戸ジオパーク」などの地域の名称に関する商標権を取得し、ブランド化などに有効活用するための地域からの相談等に対して、助言や指導を行う弁理士を派遣する。	
(5) 企業の誘致対策		
工業立地基盤整備促進助成事業	県内における工場用地等の整備を円滑に推進するため、高知県企業立地促進要綱に基づく指定工場用地等に関連した工場用地整備事業を行う市町村等に対し助成を行う。	
企業立地活動事業	雇用機会の創出と県民所得の向上及び立地企業や県内企業の活力を向上し、県勢の浮揚を図るため、企業誘致活動を行う。	
(6) 起業の促進		
建設業経営革新推進事業	建設業の持つ能力を生かして、農林業や介護・福祉など、これから本県の成長を支える新たな分野へ進出しようとする建設業者を総合的に支援する。	
中山間地域等シェアオフィス推進事業	中山間地域等において市町村が設置するシェアオフィスで創業や事業を行おうとする事業者等の入居を促進し、その活動を支援することにより、中山間地域等における産業振興や地域活性化を図る。	



小規模起業促進事業	小規模な事業の創業、起業等を支援し、本県で不足する事務系職場の創出を図る。	
移住促進事業（人財誘致促進事業）【再掲】	都市部から人材を呼び込むため、各産業分野の担い手確保策と連携し、移住者の起業、就業を支援する取り組みなどを行う。	
(7) 商業の振興		
小規模事業経営支援事業	小規模事業者の振興と経営の安定を通じ、地域経済の活性化を図るため、商工会等への助成を行う。	
中小企業制度金融貸付事業	中小企業者等を対象に、金融機関及び信用保証協会と協力して、低利・長期・低保証料で融資を行う。	
創業・小規模企業者等活性化支援事業	設備投資を促進するために、高知県産業振興センターが行った設備の貸与事業（割賦、リース）に対し、費用の一部を補助することにより、利用者の負担軽減を図る。	
こうち商業振興支援事業	地域において創意工夫された取り組みや空き店舗を活用した取り組み、地域コミュニティの維持・発展に資する取り組みを積極的に支援することにより、地域生活者の利便性の確保を図るとともに、地域商業の活性化と商業機能の維持を図る。	
チャレンジショップ事業	商店街の空き店舗を活用したチャレンジショップを開設し、新規創業者、業種・業態転換を行うチャレンジャーの募集・育成を行うことで、空き店舗への出店を促すとともに、商店街の活性化を図る。	
空き店舗対策事業	商店街等へ出店される方を支援することで、商店街等の空き店舗を解消し、地域商業の活性化を図る。	
店舗魅力向上事業費	新たな商品やサービスの提供など経営革新に取り組む店舗を支援し、商店街等のさらなる魅力向上を図り、地域商業の活性化に繋げる。	
(8) 観光またはレクリエーション		
観光振興推進事業（観光振興推進事業費補助金）	本県の観光振興事業を効率的・効果的に行うため、プロモーション・誘致・受入・スポーツツーリズム推進事業を展開する公益財団法人高知県観光コンベンション協会に対し、その運営費及び事業費を補助する。	

足摺海洋館管理運営費	足摺海洋館を管理運営することにより、観光客の誘致を図るとともに、社会教育施設として入館者の海への興味を喚起し、海の知識の普及に寄与する。	
地域観光振興総合事業費（観光拠点等整備事業費補助金）	産業振興計画に位置づけられた取り組みを対象に、地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地づくりを実行するため、観光拠点の整備及び観光資源の発掘、磨き上げ等の取り組みを総合的に支援する。	
広域観光総合支援事業費（広域観光推進事業費補助金）	地域自らが観光資源を磨き上げ、1泊以上滞在することができる観光地づくりを推進するため、各広域観光組織が策定する中長期計画に基づき実施する事業に要する経費及び人件費等に対する支援を行う。また、地域博覧会の開催及び開催後の誘客促進を支援する。	
広域観光総合支援事業費（地域観光商品造成等委託料）	地域の事業者を対象とした観光分野経営学等の創生塾を開催し、マーケティング分析や最新トレンドに基づいた旅行商品づくりと観光人材の育成を支援する。	
(9) その他 港湾改修事業	背後地の各種産業を支える防波堤や岸壁等の基盤整備を行う。	室戸市、奈半利町、中土佐町

### Ⅲ 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

道路交通網の整備や生活交通の手段の確保など、過疎地域の生活基盤整備に努めるとともに、電気通信施設の整備や情報化の推進による過疎地域の自立促進に向けた新たな可能性を広げていきます。

また、自然、歴史、文化などをテーマにした地域間交流やU I ターンなどの移住を促進し、地域の元気づくりと産業の担い手づくりを推進します。

#### ■交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

- (1) 広域連携の視点に立った道路交通網の整備を図るとともに、自然環境を生かし、木の香る道づくりの推進など自然に優しい道路整備に取り組み、過疎地域の自立促進を図ります。
- (2) 農道、林道については、国道、県道、市町村道等との関連に十分配慮した整備を促進します。
- (3) 過疎地域における住民の生活に密着した公共交通機関の維持と、その利便性の向上を図るため、情報端末を主要施設に設置し、利用者の要望によって運行するデマンドバスなど、情報通信技術を利用した交通システムの整備を進めます。
- (4) 電気通信施設の整備及び情報化の推進については、過疎地域の産業振興や利便性の高い生活環境の実現、住民サービスの維持、向上などを図るため、地域の実情に応じて、必要な整備と継続的な運用を進めます。
- (5) 交流人口の拡大は、過疎地域の活力に結びつくと同時に、経済波及効果をもたらす場面でもあることから、地域独自の自然、歴史、文化などを活用し、地域間交流を促進します。
- (6) 移住相談窓口の充実、地域での受入体制づくりの支援、地域情報の発信などの取り組みを行い、本県への移住を促進します。

#### 1 基幹的な市町村道等の整備(過疎代行事業)

事業名	事業内容	備考
市町村道 (代行)	1 路線 547.0m	
	(2)改良	
	朝谷線 幅員 5.0m 延長 547m	大川村
	(3)舗装	
	朝谷線 幅員 5.0m 延長 547m	大川村

## 2 都道府県道等の整備

事業名	事業内容	備考	
国 道 (知事管理分)	(1)新設 5路線 16,282m		
	国道 195号 幅員 11.25m 延長 4,135m	香美市	
	国道 197号 幅員 8.5m 延長 1,965m	津野町～栲原町	
	国道 439号 幅員 8.0m 延長 4,902m	四万十町、四万十市	
	国道 441号 幅員 10.0m 延長 3,000m	四万十市(西土佐)	
	国道 494号 幅員 12.0m 延長 2,280m	須崎市	
	(2)改良 7路線 24,661m		
	国道 194号 幅員 7.0m 延長 687m	いの町(吾北、本川)	
	国道 321号 幅員 7.8～12.5m 延長 2,584m	大月町、土佐清水市	
	国道 381号 幅員 7.0～10.0m 延長 2,583m	四万十町	
	国道 439号 幅員 2.7～12.0m 延長 10,031m	大豊町他7町	
	国道 441号 幅員 4.0～10.0m 延長 1,403m	四万十市(西土佐)	
	国道 493号 幅員 5.0～8.25m 延長 4,785m	東洋町、奈半利町、北川村	
	国道 494号 幅員 4.0～12.0m 延長 2,588m	須崎市、仁淀川町	
	(3)舗装 8路線 26,154m		
	国道 195号 幅員 11.25m 延長 3,800m	香美市	
	国道 197号 幅員 8.0m 延長 1,965m	津野町～栲原町	
	国道 321号 幅員 7.8～12.5m 延長 2,290m	大月町、土佐清水市	
	国道 381号 幅員 7.0～10.0m 延長 1,670m	四万十町	
	国道 439号 幅員 2.7～12.0m 延長 8,841m	大豊町他7町	
	国道 441号 幅員 4.0～10.0m 延長 2,973m	四万十市(西土佐)	
	国道 493号 幅員 8.25m 延長 140m	北川村	
	国道 494号 幅員 4.0～12.0m 延長 4,475m	須崎市、仁淀川町	
	県 道	(1)新設 2路線 3,790m	
		県道高知本山線 幅員 7.0m 延長 2,770m	土佐町
		県道窪川船戸線 幅員 8.75～10.0m 延長 1,020m	津野町他1町
		(2)改良 66路線 115,065m	
県道城川栲原線 幅員 5.0m 延長 920m		栲原町	
県道川之江大豊線 幅員 7.8m 延長 110m		大豊町	
県道高知伊予三島線 幅員 5.0～6.25m 延長 14,966m		高知市(鏡)他2町村	
県道西土佐松野線 幅員 5.0m 延長 2,700m		四万十市(西土佐)	
県道安田東洋線 幅員 6.0～7.0m 延長 4,768m		安田町、馬路村、北川村	

県道春野赤岡線	幅員 8.5m	延長 2,070m	香南市(赤岡)
県道高知本山線	幅員 5.0~7.0m	延長 1,053m	土佐町
県道本川大杉線	幅員 5.0~7.0m	延長 830m	いの町(本川)他 2 町 村
県道伊野仁淀線	幅員 5.0~9.5m	延長 4,058m	越知町、仁淀川町
県道窪川船戸線	幅員 8.75~10.0m	延長 1,245m	中土佐町、四万十町
県道土佐清水宿毛線	幅員 3.5~11.0m	延長 1,563m	三原村、土佐清水市
県道龍河洞公園線	幅員 9.75m	延長 1,070m	香美市
県道須崎仁ノ線	幅員 9.25~10.0m	延長 980m	須崎市
県道中土佐佐賀線	幅員 5.0~8.75m	延長 900m	中土佐町
県道中平梶原線	幅員 4.5~7.5m	延長 460m	梶原町
県道足摺岬公園線	幅員 9.25~10.0m	延長 2,973m	土佐清水市
県道宿毛呂下川口線	幅員 7.5m	延長 1,000m	土佐清水市
県道安芸物部線	幅員 5.0~6.0m	延長 590m	安芸市、香美市
県道香北赤岡線	幅員 5.0m	延長 2,530m	香美市
県道南国伊野線	幅員 5.0~7.5m	延長 6,190m	高知市(土佐山、鏡)
県道石鎚公園線	幅員 3.5~5.0m	延長 7,250m	いの町(本川)
県道窪川中土佐線	幅員 3.6~7.0m	延長 2,554m	中土佐町、四万十町
県道中村下田ノ口線	幅員 10.5m	延長 351m	黒潮町
県道柏島二ツ石線	幅員 8.0m	延長 300m	大月町
県道中村宿毛線	幅員 7.0~7.5m	延長 8,088m	三原村
県道四国カルスト公園線	幅員 7.0m	延長 560m	津野町
県道大豊物部線	幅員 5.0m	延長 350m	香美市
県道興津窪川線	幅員 5.0~7.0m	延長 2,596m	四万十町
県道大方大正線	幅員 3.1~8.6m	延長 4,196m	四万十町、黒潮町
県道船津野根線	幅員 5.0m	延長 2,590m	東洋町
県道十和吉野線	幅員 2.7~7.5m	延長 846m	四万十町
県道藪ヶ市松野線	幅員 5.0m	延長 388m	四万十市(西土佐)
県道大久保伊尾木線	幅員 4.0~13.0m	延長 3,499m	安芸市
県道奈比賀川北線	幅員 5.0~6.0m	延長 660m	安芸市
県道畑山栃ノ木線	幅員 4.0~6.0m	延長 619m	安芸市
県道久保大宮線	幅員 4.0m	延長 760m	香美市
県道日ノ御子土佐山田線	幅員 5.0m	延長 530m	香美市
県道磯谷本山線	幅員 5.0m	延長 320m	大豊町、本山町
県道田井大瀬線	幅員 9.0m	延長 54m	本山町
県道坂瀬吉野線	幅員 4.0~5.0m	延長 460m	本山町
県道大川土佐線	幅員 5.0m	延長 47m	大川村
県道蟹越繁藤線	幅員 4.0m	延長 350m	香美市
県道弘瀬高知線	幅員 9.25m	延長 100m	高知市(土佐山)
県道柳瀬越知線	幅員 9.25m	延長 1,500m	越知町
県道上郷梶原線	幅員 5.0m	延長 400m	梶原町

県道萩中須崎線	幅員 5.0m	延長 574m	中土佐町、須崎市
県道久礼須崎線	幅員 5.0～5.5m	延長 180m	中土佐町、須崎市
県道松原窪川線	幅員 6.0～9.25m	延長 2,119m	四万十町
県道作屋影野停車場線	幅員 5.0～9.0m	延長 1,090m	四万十町
県道七里仁井田線	幅員 9.0m	延長 150m	四万十町
県道上ノ加江窪川線	幅員 5.0～7.5m	延長 968m	四万十町
県道志和仁井田線	幅員 5.0m	延長 3,980m	四万十町
県道小味野々川口線	幅員 5.0～7.5m	延長 2,117m	四万十町
県道秋丸佐賀線	幅員 5.0～7.5m	延長 1,101m	四万十町、黒潮町
県道昭和中村線	幅員 4.0～5.0m	延長 244m	四万十町
県道大用大方線	幅員 5.0m	延長 370m	黒潮町
県道出口古津賀線	幅員 9.25m	延長 470m	黒潮町
県道宗呂中村線	幅員 3.6m	延長 490m	土佐清水市
県道清王新田貝ノ川線	幅員 5.0～7.0m	延長 1,180m	大月町
県道安満地福良線	幅員 5.0m	延長 2,637m	大月町
県道中津公園線	幅員 5.0m	延長 845m	仁淀川町
県道住次郎佐賀線	幅員 5.0m	延長 956m	室戸市
県道佐喜浜吉良川線	幅員 9.25m	延長 2,170m	室戸市
県道宮ノ口深淵線	幅員 10.25m	延長 340m	香美市
県道香北野市線	幅員 5.0m	延長 400m	香美市
県道安芸中インター線	幅員 10.0m	延長 800m	安芸市
(3)舗装 59路線 105,123m			
県道城川梶原線	幅員 5.0m	延長 920m	梶原町
県道高知伊予三島線	幅員 5.0m	延長 14,760m	高知市(鏡)他 1 町
県道西土佐松野線	幅員 5.0m	延長 2,700m	四万十市(西土佐)
県道安田東洋線	幅員 6.5～7.0m	延長 4,735m	安田町、馬路村
県道春野赤岡線	幅員 8.5m	延長 2,070m	香南市(赤岡)
県道高知本山線	幅員 7.0m	延長 3,432m	土佐町
県道本川大杉線	幅員 5.0m	延長 60m	大川村、土佐町
県道伊野仁淀線	幅員 5.0～9.5m	延長 3,205m	越知町
県道窪川船戸線	幅員 8.75～10.0m	延長 2,245m	津野町他 2 町
県道土佐清水宿毛線	幅員 11.0m	延長 1,002m	三原村
県道龍河洞公園線	幅員 9.25～9.75m	延長 1,070m	香美市
県道須崎仁ノ線	幅員 9.25～10.0m	延長 980m	須崎市
県道中土佐佐賀線	幅員 5.0m	延長 240m	中土佐町
県道中平梶原線	幅員 7.5m	延長 300m	梶原町
県道足摺岬公園線	幅員 9.25～10.0m	延長 2,790m	土佐清水市
県道宿毛宗呂下川口線	幅員 7.5m	延長 1,000m	土佐清水市
県道安芸物部線	幅員 5.0～6.0m	延長 590m	安芸市、香美市
県道香北赤岡線	幅員 5.0m	延長 2,530m	香美市

県道南国伊野線	幅員 5.0～7.5m	延長 3,200m	高知市(土佐山、鏡)
県道石鎚公園線	幅員 3.5～5.0m	延長 7,190m	いの町(本川)
県道窪川中土佐線	幅員 7.0m	延長 2,450m	中土佐町、四万十町
県道中村下田ノ口線	幅員 10.5m	延長 930m	黒潮町
県道中村宿毛線	幅員 7.0～7.5m	延長 7,338m	三原村
県道大豊物部線	幅員 5.0m	延長 350m	香美市
県道興津窪川線	幅員 5.0～7.0m	延長 2,596m	四万十町
県道大方大正線	幅員 5.0～7.0m	延長 3,701m	四万十町、黒潮町
県道船津野根線	幅員 5.0m	延長 2,615m	東洋町
県道十和吉野線	幅員 5.0m	延長 369m	四万十町
県道藪ヶ市松野線	幅員 5.0m	延長 388m	四万十市(西土佐)
県道大久保伊尾木線	幅員 5.0～13.0m	延長 3,285m	安芸市
県道奈比賀川北線	幅員 5.0～6.0m	延長 660m	安芸市
県道畑山栃ノ木線	幅員 6.0m	延長 119m	安芸市
県道日ノ御子土佐山田線	幅員 5.0m	延長 530m	香美市
県道磯谷本山線	幅員 5.0m	延長 220m	本山町
県道坂瀬吉野線	幅員 5.0m	延長 270m	本山町
県道大川土佐線	幅員 5.0m	延長 47m	大川村
県道弘瀬高知線	幅員 9.25m	延長 100m	高知市(土佐山)
県道柳瀬越知線	幅員 9.25m	延長 1,500m	越知町
県道上郷梶原線	幅員 5.0m	延長 400m	梶原町
県道萩中須崎線	幅員 5.0m	延長 574m	中土佐町、須崎市
県道松原窪川線	幅員 6.0～9.25m	延長 2,119m	四万十町
県道作屋影野停車場線	幅員 7.0～9.0m	延長 790m	四万十町
県道七里仁井田線	幅員 9.0m	延長 150m	四万十町
県道上ノ加江窪川線	幅員 5.0～7.5m	延長 968m	四万十町
県道志和仁井田線	幅員 5.0m	延長 3,980m	四万十町
県道小味野々川口線	幅員 5.0～7.5m	延長 2,117m	四万十町
県道秋丸佐賀線	幅員 4.0m	延長 1,101m	四万十町、黒潮町
県道昭和中村線	幅員 5.0m	延長 114m	四万十町
県道大用大方線	幅員 5.0m	延長 370m	黒潮町
県道出口古津賀線	幅員 9.25m	延長 470m	黒潮町
県道清王新田貝ノ川線	幅員 5.0～7.0m	延長 1,180m	大月町
県道安満地福良線	幅員 5.0m	延長 2,637m	大月町
県道安居公園線	幅員 5.0m	延長 505m	仁淀川町
県道中津公園線	幅員 5.0m	延長 495m	仁淀川町
県道住次郎佐賀線	幅員 5.0m	延長 956m	黒潮町
県道佐喜浜吉良川線	幅員 9.25m	延長 2,170m	室戸市
県道宮ノ口深淵線	幅員 10.25m	延長 340m	香美市
県道香北野市線	幅員 5.0m	延長 400m	香美市
県道安芸中インター線	幅員 10.0m	延長 800m	安芸市

林 道				
	(1) 新設	計 17 路線	延べ 24,770m	
	寒風大座礼西線	幅員 4.0m	延長 70m	いの町
	河口落合線	幅員 4.0m	延長 3,000m	香美市
	奥大田三谷線	幅員 4.0m	延長 1,200m	大豊町
	畑山仲木屋線	幅員 4.0m	延長 2,000m	安芸市
	小川線	幅員 4.0m	延長 3,000m	室戸市
	赤野川線	幅員 4.0m	延長 800m	芸西村
	土居柳野線	幅員 4.0m	延長 3,000m	いの町、越知町
	下土居桧谷線	幅員 4.0m	延長 3,000m	仁淀川町
	寒風大座礼東線	幅員 4.0m	延長 1,600m	大川村
	島日浦線	幅員 4.0m	延長 600m	北川村
	中芸北上線	幅員 4.0m	延長 700m	安田町
	立花南池線	幅員 4.0m	延長 500m	香美市
	旭・天狗高原線	幅員 7.0m	延長 800m	仁淀川町
	上名・用居線	幅員 7.0m	延長 800m	仁淀川町
	大野・高樽線	幅員 5.0m	延長 600m	いの町
	越裏門大森線	幅員 4.0m	延長 1,400m	いの町
	江川別役線	幅員 4.0m	延長 1,700m	安芸市
	(2) 改良	計 2 路線	延べ 1,000m	
	中村・大正線	幅員 7.0m	延長 700m	四万十市、四万十町
	梶原・東津野線	幅員 7.0m	延長 300m	梶原町
	(3) 舗装	計 7 路線	延べ 6,200m	
	河口落合線	幅員 4.0m	延長 2,700m	香美市
	奥大田三谷線	幅員 4.0m	延長 1,000m	大豊町
	中村・大正線	幅員 7.0m	延長 600m	四万十市、四万十町
	梶原・東津野線	幅員 7.0m	延長 300m	梶原町
	旭・天狗高原線	幅員 7.0m	延長 600m	仁淀川町
	上名・用居線	幅員 7.0m	延長 600m	仁淀川町
	大野・高樽線	幅員 5.0m	延長 400m	いの町



### 3 交通確保対策

事業名	事業内容	備考
地域の交通維持支援事業	地域の移動手段の確保のため、利便性向上を目指した路線再編などに必要な調査等に要する経費及び路線維持のために必要な施設整備費を、市町村及び一部事務組合に補助する。	
バス運行対策費補助事業	地域住民の移動手段を確保するため、県内の公共交通ネットワークの基幹となる広域的バス路線を運行する乗合バス事業者等に対して助成措置を講じる。	

### 4 情報化及び地域間交流の促進

事業名	事業内容	備考
情報通信基盤整備事業	地域間の情報通信格差是正に必要な超高速ブロードバンドサービスを提供するための施設（FTTH、ケーブルテレビなど）を市町村が整備する事業に対し補助する。	
移動通信用施設整備事業	条件不利地域における携帯電話のサービスエリアを確保するため、市町村が携帯電話基地局を整備する事業に対し補助する。	
共聴施設整備等事業	共聴施設を整備、改修するために、市町村が行う事業に対し補助する。	
移住促進事業	移住希望者のフォローアップを図るとともに、地域の受入体制の支援や、効果的な情報発信により、移住を促進する。	

## IV 生活環境の整備

県内の過疎地域では、都市部と比べて水道施設等の普及や消防防災・救急搬送体制及び住環境等の整備が十分ではない地域があることに加え、特に南海トラフ地震発生時には、地域の孤立化はもとより、甚大な被害を受けるおそれがあることから、住民が安全・安心かつ快適に暮らせるよう、ソフト・ハード両面において、地域の特性に配慮し、計画的な生活環境の整備を進めます。

### ■生活環境整備の方針

- (1) 地域の特性に配慮した水道施設の整備を推進し、安全・安心な生活用水の安定確保を図るとともに、公共下水道等集合処理や浄化槽の設置などによるトイレの水洗化により、都市的生活指向に対応した施設の整備を推進します。
- (2) 平時及び南海トラフ地震等の有事に備えた消防救急や災害対応力の向上を図ります。
- (3) 水源のかん養、自然災害対策、景観の保全など、森林などの公益的機能を維持するための保全活動を、県民や関係機関とともに推進します。
- (4) ゴミの分別やリサイクルなど、暮らしに身近な生活環境の整備に関する取り組みを推進します。
- (5) 公的住宅の整備、住宅の耐震化、景観に配慮したまちづくりなど、安全・安心で快適な居住環境の整備を推進します。

事業名	事業内容	備考
(1) 公共下水道  下水道建設代行業業	過疎地域における公共下水道の幹線管渠等の整備を県が実施することにより、過疎地域の下水道整備の促進を図る。	
(2) その他  地域地震防災対策事業  生活貯水池ダム建設事業（春遠ダム）  海岸保全施設整備事業  廃棄物処理対策事業	南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、津波避難施設や緊急用ヘリコプター離着陸場等の整備など地域ぐるみで支え合う自主的な地域防災対策を行う市町村に対して補助する。  洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を目的とした重力式コンクリートダムの建設を進める。  津波や波浪による被害から生命・財産を守るための海岸保全施設を整備する。  廃棄物等連絡協議会による監視パトロール等により確認された不法投棄廃棄物を緊急に撤去処理する。	土佐清水市 大月町  室戸市他7市町

住宅耐震化促進事業	耐震診断を実施する市町村への補助、耐震改修設計及び耐震改修工事を実施する住宅所有者等に補助する市町村への補助を行う。	
住戸改善推進事業	既存公営住宅ストックの高齢者向け改善及び建物の長寿命化改善などを実施する。	

## V 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

少子高齢化の一層の進行により、人口の自然減や高齢化は全国より先行している状況であり、また、年齢階層別の過剰死亡の状況を見てみると、乳児と働き盛りの死亡率が高い状態となっています。このため、生涯を通じた県民の健康づくりを支援するとともに、全国に比較して悪い周産期と乳児の死亡率や壮年期の死亡率の改善を重点的に推進します。

また、特に、人口が減少している中山間地域においては、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、多様なニーズがありながらも必要なサービスが提供されにくい実態があります。このため、子どもから高齢者、障害者などすべての県民が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる地域づくりに向けて、本県の中山間地域等の実情に即した、新しい福祉の形を地域地域で作り上げていく「高知型福祉」の実現を目指した取り組みを進めます。

### ■高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

**「日本一の健康長寿県構想」を中心として、子どもから高齢者、障害者まですべての県民が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。**

#### (1) 生涯を通じた県民の健康づくり

ア 県民自らが健康づくりに取り組むための仕組みづくりを推進します。

イ 周産期と乳児期を安心・安全に過ごせる環境づくりや壮年期の健康づくりを推進し、乳児の死亡率や壮年期の死亡率の改善に重点的に取り組みます。

#### (2) ともに支え合う地域づくり

子どもから高齢者、障害者などすべての県民が、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことのできる地域づくりを推進します。

#### (3) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

「高知県高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」に基づき、高齢者が介護の必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう努めます。

#### (4) 障害者が生き生きと暮らせる地域づくり

障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、生き生き暮らせる「共生社会」の実現を目指す「高知県障害者計画」を推進します。

#### (5) 次代を担う子ども達を守り育てる環境づくり

ア 児童虐待や少年非行の増加、さらには家庭の貧困といった厳しい環境の中に置かれた子ども達が、健やかに生まれ育つことのできる環境づくりを推進します。

イ 子育てを地域社会全体で支援していく体制を整えるために策定した「高知家の少子化対策総合プラン」及び「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」を推進します。

事業名	事業内容	備考
健康づくり推進事業	県民の健康づくりを支援するとともに、「よさこい健康プラン21」の推進を図る。	
周産期医療体制整備事業	安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、周産期医療体制の確保・充実を図る。	
地域支え合い活動促進事業	誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らし続けることができる地域づくりをめざして、「地域福祉計画」等の策定及び実践活動を推進する。	
あったかふれあいセンター事業	高齢者や子ども、障害者等誰もが地域地域で安心して暮らし続けられるよう、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることができる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合いの活動などを行う地域福祉活動を推進するとともに、介護予防サービスの提供体制の充実に向けたリハビリテーション専門職の派遣や認知症カフェの設置などを推進する。併せて、集落活動センターや高齢者の住まいの整備との連携を図る。	
民生委員・児童委員活動事業	地域の中で問題を抱えている人の調査、相談、指導、助言に当たる一方、関係行政機関に対する協力活動を行い、地域福祉の向上に努める民生委員・児童委員の活動強化を図るとともに、民生委員・児童委員の活動をサポートする仕組みづくりを行う。	
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者への包括的な相談支援や、就労訓練事業所の育成支援事業等の実施、また貧困の世代間連鎖を断ち切るため、生活困窮者世帯の子どもたちを対象とした、夏休み等の学校休暇期間中の居場所づくりを兼ねた学習支援を行う。	
自殺対策	地域ぐるみの自殺防止対策の推進や自殺と深くかかわるうつ病やアルコール健康問題の対策に取り組むなど、総合的な自殺対策の推進により自殺の防止を図るとともに、自死遺族に対する支援の充実を図る。	
ひきこもり自立支援対策	ひきこもり地域支援センターを中心として、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	
介護予防事業評価・市町村支援事業	介護保険法の改正による新しい総合事業への円滑な移行に向け、市町村が地域の実情に応じた効果的かつ効率的なサービスの提供が可能となるよう、拠点整備や人材育成などの支援を実施する。	

<p>高齢者の生きがいと健康づくり推進事業</p>	<p>明るく活力ある長寿社会を実現するため、高齢者が健康で生きがいをもって社会生活ができるような取り組みを支援することにより、高齢者福祉の推進を図る。</p>	
<p>老人クラブ活動育成事業</p>	<p>おおむね 60 歳以上の高齢者によって組織された老人クラブ等に対し、会員の教養の向上、健康づくり、レクリエーションの充実及び地域社会との交流活動に対する助成を行い、その活動を通じて高齢者福祉の充実を図る。また、老人クラブへの加入者、加入率が減少傾向にある中、介護保険の関連施策として、地域老人クラブの活性化を図る。</p>	
<p>医療・介護・福祉のネットワークづくり推進</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療と介護との連携の取り組みを支援することにより、高齢者の在宅療養生活を支えるしくみづくりを推進する。</p>	
<p>地域包括支援センター機能強化事業</p>	<p>地域包括支援センターの機能を強化するため、介護予防マネジメント、介護予防サービスの提供において、専門的な立場から指導助言等を行う人材を育成する。また、地域包括ケアの中核機関としてコーディネート機能を発揮するため、地域ケア会議の開催等を支援する。</p>	
<p>療養病床再編成推進</p>	<p>医療療養病床から老人保健施設等への転換支援のための交付金を交付するとともに、円滑な転換に向けて医療機関や医師会、市町村との調整等を進める。</p>	
<p>中山間地域介護サービス確保対策事業</p>	<p>特別地域加算対象の地域の中で、特に利用者が少ない地域に居住又は最寄りの事業所からおおむね 20 分以上離れた地域に居住する要介護者等に介護サービスを提供した事業者に対し、人件費、訪問・送迎費用の一部を助成する。</p>	
<p>住宅等改造支援事業</p>	<p>高齢者等が居住する住宅の改造や地域での支え合いの拠点となる施設の改修・改築を行うために、市町村が実施する住宅等改造助成事業に対し補助する。</p>	
<p>高齢者向け住まい確保対策推進事業</p>	<p>自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者等が地域において安心して暮らせるよう、低廉な家賃の住まいの整備に取り組む市町村等を支援する。</p>	
<p>小規模複合型サービス確保対策事業</p>	<p>小規模で多様なニーズに対応可能な福祉サービス提供施設の整備に取り組む市町村等を支援する。</p>	

介護施設等整備対策事業	今後急増する高齢単身世帯等が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備の促進を図る。
老人福祉施設等整備事業	介護保険及び福祉サービスの基盤整備の促進、利用環境の向上を図る。
福祉・介護人材参入促進事業	福祉・介護人材参入促進を図るため、高校生の資格取得や中山間地域等におけるホームヘルパー養成研修への支援、潜在的介護福祉士等の掘り起こしによる再就業支援などを行う。
福祉・介護人材定着支援事業	福祉・介護職員の定着促進及び離職防止のため、職能団体等が実施する研修への補助や研修参加時の代替職員派遣を行うほか、合同入職式や各種研修会の実施、福祉機器や介護ロボットの導入支援などによる職場環境の改善を通じて、職員の定着促進を図る。
認知症高齢者支援事業	認知症に関する知識等の普及啓発や早期発見と対応のための医療と介護の連携体制づくりを行うとともに、家族の介護負担軽減のための支援を行うことにより、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の、よい環境で、自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現を目指す。
認知症疾患対策事業	認知症に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する認知症疾患医療センターの運営のほか、医療と介護の関係機関が連携し、切れ目なく支援を行うための連携パスの試行運用を行う。また、若年性認知症の人やその家族への支援を行う。
障害者自立支援事業費	障害児・者の障害福祉サービス等の利用に係る給付を行うとともに、中山間地域に居住する障害児・者や、重度の障害がある障害児・者が住み慣れた地域で、障害特性に応じた必要なサービスを受け、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を図る。
障害児施設支援等事業	障害のある子供の施設入所や、児童発達支援などの通所サービスの利用等に係る給付を行うとともに、重症心身障害児等が地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関等との協働による支援体制の整備を図る。
地域生活支援事業	障害児・者が地域で安心して生活できるよう、視覚障害者に対する生活訓練事業を委託して実施するとともに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の養成等を行う。また、市町村が障害児・者の福祉の増進を図るために、地域の実情に応じた事業を実施できるよう支援する。

<p>相談支援事業</p>	<p>障害児・者に対する相談支援の体制を整備するとともに相談支援に関わる人材を育成するほか、相談支援機能の充実を図る。</p>	
<p>障害者就労支援対策事業</p>	<p>障害のある人がその障害特性に応じて働くことができるよう、就労支援機関と連携し、企業に対する障害者雇用の啓発活動をはじめ、障害のある人に対する職業訓練の充実及び一体的な支援を行う。</p>	
<p>障害者職業訓練</p>	<p>障害のある人の就労を促進するため、職業訓練を、専門学校や企業等に委託して実施するとともに、職業訓練を受ける訓練生に対し手当を支給する。</p>	
<p>障害者生産活動支援事業</p>	<p>障害福祉サービス事業所等で働く障害のある人の経済的自立を実現するため、就労継続支援事業所における工賃向上の取り組みを支援する。</p>	
<p>発達障害児・者支援体制事業</p>	<p>発達障害のある子どもや不安を抱える親等に対して、早期に発達支援等を行うことができる体制を整備するとともに、ライフステージを通じて一貫した支援が受けられる仕組みの普及を図る。</p>	
<p>精神保健対策</p>	<p>精神障害者の自立と社会復帰の推進を図るため、精神障害に関する正しい知識の啓発や各種相談への対応、精神保健福祉関係職員の資質向上など、総合的な精神保健福祉活動を実施するとともに、精神障害者の地域移行や地域定着に向けた支援を行う。また、災害時の心のケア体制の強化を図る。</p>	
<p>児童虐待防止対策事業</p>	<p>官民協働によるオレンジリボン運動等の取り組みを通じ、児童虐待防止の意識啓発と虐待が疑われる場合の通告についての意識を醸成する。</p> <p>また、県下の各市町村の要保護児童対策地域協議会等への積極的な支援と高知市への重点支援や、保健と福祉等が連携した地域での見守り体制整備に取り組む市町村への支援を行う。</p>	
<p>児童養護施設等児童措置（児童家庭支援センター）</p>	<p>児童家庭支援センターを設置し、地域に密着した相談支援機関として、24時間態勢で相談・助言・関係機関との連絡調整を行う。</p>	
<p>ひとり親家庭等自立支援事業</p>	<p>ひとり親家庭の親への高等職業訓練資金（入学・就職準備金）の貸付や就業を促進するための相談事業等による自立支援や高等職業訓練の受講時における給付金を支給する。</p> <p>また、ひとり親家庭の親及び子の学び直しのための高等学校卒業程度認定試験合格の支援を行う。</p>	



母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等に対し、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行い、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養する児童の福祉を増進する。	
子どもの貧困対策推進事業	県内の子どもたちや家庭の実態を詳細に把握し、厳しい環境にある子どもたちの環境改善を図るための基礎資料とするとともに、コーディネーターを養成することにより市町村における貧困対策の推進体制を整備する。	
青少年対策推進事業	<p>「青少年育成高知県民会議」への助成により県民ぐるみ運動の活性化を図るとともに、非行防止に関する広報・啓発を行い、県民の意識の向上を図る。</p> <p>また、市町村等が行う少年補導育成センター運営事業に対して助成するとともに、児童館・児童センター等を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。</p>	
地域子育て推進事業	地域社会全体で出産・子育てを支援する環境づくりを行う。	
学校・地域連携支援事業	地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進する。また、子どもや学校への支援活動を通じて、地域住民の生きがいづくりや地域のつながり・絆の強化、地域の教育力の向上を図る。	
次世代育成支援事業	育児休業法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働基準法等関係各法や各種施策の啓発を行う。	
出会い・結婚支援事業	民間と行政が協働して独身者に出会いのきっかけを提供し、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化への対策を図る。	
少子化対策県民運動推進事業	民間団体等からなる高知県少子化対策推進県民会議を中心とする民間との連携により、子どもをもつことや家族の大切さ・すばらしさ、地域社会の絆等を感じる取り組みを通じて、少子化対策の県民運動としての広がりや社会全体で結婚、妊娠、出産、子育てを応援する気運の醸成を図る。	

## VI 医療の確保

県内の医療環境を取り巻く現状を見ると、医療機関が高知市とその周辺に集中するなど、都市部と中山間地域では医療提供体制に大きな差があり、また、広い県土での過疎化の進展により、全国と比べて、無医地区が多い状況です。さらに、医師の3つの偏在（若手医師の減少・地域の偏在・診療科の偏在）により、特定の診療科や県中央部以外の地域で医師が不足しています。このため、県民誰もが、地域で安心して医療を受けられる環境づくりに取り組むとともに、医師の確保を始めた医療提供体制の整備を重点的に進めます。

### ■医療確保の方針

**「日本一の健康長寿県構想」を中心として、県民誰もが地域で安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。**

#### (1) 医師の確保

- ア 「高知医療再生機構」及び「高知地域医療支援センター」を核に、大学、医師会、医療関係者、県、市町村の連携による医師確保対策を推進します。
- イ 過疎地域の医療機関においては、現従事医師の高齢化に加え若手医師の専門医指向等による後継者不足の実態があり、医師の確保が重要な課題であることから、自治医科大学におけるへき地勤務医師の養成・確保とともに、各医科大学等との連携による医師確保対策を推進します。

#### (2) 連携による医療体制の確保

##### ア 病期に応じた医療連携体制の構築

- (ア) 医療機関や医師の地域偏在に対応し、限りある医療資源を有効に活用するため、2025年に向けた地域医療構想に基づき、医療機関相互の連携体制を構築するとともに、広域的な高度医療の確保を図ります。
- (イ) 日常的な健康づくりの支援から、一般的な疾病や外傷に対する治療、必要に応じて専門的な医療機関との連携などを行うプライマリ・ケアの充実に向けた取り組みを行うとともに、各2次保健医療圏において、医療機関相互の機能分担や機能連携を促進することにより、患者の状況に応じた、切れ目のない医療提供体制の整備を図ります。

##### イ 在宅医療の推進

医療が必要となったときも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、患者やその家族が在宅医療を望む場合に在宅での療養を選択できる環境の整備に取り組みます。

##### ウ へき地医療の確保

へき地医療の確保・充実のため、へき地診療所等の設置・設備の整備、研修体制や、へき地医療拠点病院からの代診・応援医師の派遣など後方支援体制の確立に取り組みます。

#### (3) 救急医療体制の整備

- ア 救急医療体制の機能を維持するため、救急医療を担う医師の確保に取り組みます。
- イ 救急医療に係る医療連携体制の構築のため、診療所と病院及び消防機関との連携体制の強化を図るとともに、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）によるリ

アルタイムの救急医療情報の提供を行います。

ウ 適正な救急医療の受診について、県民の理解を深める啓発を行います。

エ 迅速な医師の現場派遣と救急搬送体制を強化するため、ドクターヘリの円滑な運航に努めるとともに、ドクターカーの効果的な運用を推進します。

## 1 無医地区医療対策

事業名	事業内容	備考
(1) 病院・診療所の整備  施設・設備整備事業	へき地医療拠点病院及びへき地診療所の医療機器の購入や施設の整備に要する経費に対して補助を行う。	
(2) 患者輸送車の整備  へき地患者輸送車整備事業  へき地患者輸送車運行事業	無医地区等の患者を最寄りの医療機関まで輸送するための車輛を整備するへき地医療拠点病院や市町村等に対して補助を行う。  無医地区等の患者を最寄りの医療機関まで輸送するための車輛を運行する市町村に対して補助を行う。	
(3) 巡回診療  無医地区巡回診療事業	医療機関に恵まれない無医地区住民の医療を確保し、健康保持と予防、医療の一体化を図るため、無医地区巡回診療を実施する市町村に対して補助を行う。	宿毛市、土佐町、大豊町
(4) その他  へき地勤務医師研修費補助事業  へき地診療所運営費補助事業  へき地医療拠点病院群運営費補助事業	へき地勤務医師の確保、知識及び技術の向上を図るため、高知県へき地医療協議会が行う研修事業に対して補助を行う。  国庫補助を受けて設置したへき地診療所のうち、市町村が直接運営する施設の運営赤字に対して補助を行う。  へき地医療拠点病院群の指定を受けた病院の実施するへき地医療支援事業に対して補助を行う。	高知市、宿毛市、四万十市、本山町、四万十町

へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療拠点病院である県立病院が無医地区巡回診療やへき地診療所の代診等を行う。	安芸市、宿毛市、馬路村
---------------	--	-------------

## 2 その他の医療の確保

事業名	事業内容	備考
地域医療再生事業	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画」等に掲げる事業を推進し、地域医療の確保を図る。	
在宅歯科医療推進事業	高齢・寝たきり等で通院による歯科受診が困難な者の口腔機能の維持・向上を図るため、在宅歯科診療体制の整備を図る。	
救急医療対策事業	市町村等に対する委託や補助により小児救急医療や休日夜間及び年末年始の救急医療の確保を図るとともに、救急医療情報システムの活用により、救急搬送体制の強化を図る。	
ドクターヘリ運航事業	ドクターヘリによる救急患者の救命率の向上と後遺症の軽減及び地域格差の是正を図る。	
重度心身障害児・者保健医療対策	重度心身障害児・者の健康と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行うとともに、障害児・者が身近な地域に必要な歯科診療や保健指導を受けることができる体制の整備を図る。	
医療対策	精神障害者の措置入院や通院医療に対し公費負担を行うとともに、休日等における精神疾患の急激な悪化等に対応するため、精神科救急事業を委託する。また、増大する精神科医療ニーズに対応するため、中長期的な精神科医師の確保対策を実施する。	
中山間地域等訪問看護師育成支援事業	中山間地域等の訪問看護ステーションの新人・新任看護師の採用を促進するため、研修期間中の人件費相当分に対して補助を行う。	
中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業	訪問看護サービスが不足している中山間地域等への訪問看護師の派遣調整を行う体制の整備、遠隔地への訪問看護師を派遣する訪問看護ステーションへの支援、訪問看護全般に関する相談事業に対して補助を行う。	

## Ⅶ 教育の振興

高知県は、南国の恵まれた自然環境やその中で育まれた県民の豊かな感性のもと、本県ならではの社会経済状況や教育環境をつくりあげてきました。しかしながら、本県はそのよさを十分に生かすことができず、少子高齢化の進行や産業活動の低迷が続くなど、厳しい情勢にあるとともに、教育においては、学力や体力、生活面で大きな課題を抱えています。

このため、平成21年9月に策定した「高知県教育振興基本計画」に基づき、乳幼児期の教育や学校教育の充実、自ら学ぶ学習も含めた生涯学習の推進など、高知県の教育振興に向けて総合的かつ計画的に取り組むを進めることにより、高知県の確かな将来を築いていきます。

### ■教育振興の方針

**「高知県教育振興基本計画」や教育版「地域アクションプラン」を中心に、高知県における教育振興や、地域の教育課題を解決するための取り組みを進めます。**

#### (1) 基本的な教育理念（目指すべき人間像）

##### ア 郷土を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成

変化の激しいこれからの時代においては、郷土の先人達の活躍に見られるように、我が国や郷土に対する誇りや愛情を持ち、高知県だけでなく日本、あるいは世界の状況を見据えながら、自らの置かれた立場を考え、高い志を持って行動できる人間の育成が求められます。

また、個人の人格形成の基盤となる規範意識や他人を思いやる心など豊かな人間性を育み、本県の強みでもある豊かな感性を一層伸ばしていくことが必要です。

「郷土を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成」という基本理念は、まさにこのような考えを表したものであることから、引き続き継承していきます。

##### イ 学ぶ目的や意義を自覚し、自ら学ぶ力をもった人間の育成

子どもたちが、これからの社会を生き抜いていくためには、基礎となる学力をしっかりと身につけながら、その力を活用して、生涯を通じてさらに自ら学び、自己実現を図っていくことが必要です。

また、社会人となって様々な場面で立ち足かる壁を乗り越えるためには、自ら学び成長する力を持つことが大切です。

このため、学ぶことの目的や意義をしっかりと持って、自ら学ぶことのできる自立した人間を育成していくことが何よりも重要であると考えます。

#### (2) 教育振興の方向性

##### ア 将来の基礎となる力を確実に育成する教育の実現

まずは、基礎的な学力や体力が定着していない子どもが多いことなどの課題を克服し、子どもたちに一定の教育水準を保証しなければなりません。この基礎的な力が育成されることにより、その力を活用して、子どもたちはさらに自らの可能性を伸ばすことができます。

このため、現状を真正面から受け止め、その中から課題と対策を明らかにし、明確な目的と目標を持ち、教育の質を一層高めていくとともに、子どもたち一人一人に将来を生きぬく力を確実に育むため、組織的かつ継続的に教育成果を検証し、教育実践の改善に取り組むPDCAサイクルを確立し、実行していきます。

### イ 「強み」をさらに生かし、伸ばす教育の実現

環境教育や食育など、本県の「強み」を生かした取り組みが県内にはいくつか存在します。こうした取り組みは、県内のみならず、全国的にも先進的なものであり、今後の世界的な環境問題への対応や地産地消の流れにも沿ったものであり、本県の教育課題を解決するためにも、大いに活用していきます。

また、自然環境を生かした「自然科学」や「ものづくり」に関する教育、豊かな感性を育む「読書活動」、一人一人の可能性を引き出す「キャリア教育」などでも、本県の「強み」を生かした取り組みを行っていきます。

### ウ 教育による社会変革の実現

県民誰もが幸せで安心して暮らしていける高知県にしていくためには、子どもたちを取り巻く教育課題のみならず、全国の中でも極めて厳しい現状にある社会や経済などの諸課題も、教育によって解決する気概を持って取り組まなければなりません。

このため、教育的な風土づくりをさらに高め、県民、教育現場、教育行政が信頼関係を築きながら教育による社会変革の実現に取り組んでいきます。

事業名	事業内容	備考
親育ち支援推進事業	就学前の保育所・幼稚園等の保護者を対象とした講話等や保育者を対象とした講話や事例研修等を行う。	
幼保連携推進事業	幼保支援アドバイザーの派遣や手引きの活用等により、保育・教育の充実を図る。	
保育サービス促進事業	仕事と子育ての両立を支援するため、多様化する保育ニーズに対応し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進することにより児童の福祉の向上を図る。	
特別支援保育・教育推進事業	保育所等に通う特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高める。	
保育士等人材確保事業	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育補助者の雇い上げに必要な費用等を貸付けることにより、保育人材の確保を図る。	

<p>保育所・幼稚園等施設整備事業</p>	<p>保育所・幼稚園等の施設整備に係る経費に対して補助を行う。</p>	
<p>保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業</p>	<p>保育所・幼稚園等の子どもの安全確保のため、必要となる経費に対する支援や研修会等を実施することにより、南海トラフ地震・津波への備えを促進する。</p>	
<p>保育料等軽減事業</p>	<p>18才までの子どもが3人以上いる家庭を応援し、経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減（無料化）する。</p>	
<p>高校再編推進</p>	<p>県立高等学校再編振興計画を推進するとともに、県立高等学校の統廃合に伴い創設した通学支援奨学金を貸与する。</p>	
<p>スクールカウンセラー等活用事業</p>	<p>心の専門家であるスクールカウンセラー等を公立学校に配置し、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決を図る。</p>	
<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p>	<p>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術をもったスクールソーシャルワーカーを地域に配置し、児童生徒の置かれた環境にはたらきかけたり、関係機関とのネットワークを活用して支援を行ったりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決を図る。</p>	
<p>県立学校体育施設開放事業</p>	<p>県民の日常的なスポーツ活動を促進するため、身近な施設としての県立学校体育施設を開放する。</p>	
<p>スポーツを通じたエリアネットワーク事業</p>	<p>市町村や総合型地域スポーツクラブ等が連携し、各地域でのスポーツ振興に関する課題解決に向けた会議の開催を通してエリア内のネットワーク化を図るとともに、エリアネットワーク計画を策定し、地域の実態に応じたスポーツ振興を推進する。</p>	
<p>読書活動推進事業</p>	<p>「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内の全ての子どもに読書習慣を定着させるため、市町村における読書活動関係機関の取り組みを充実させるとともに、各機関が連携して読書活動を推進できる体制を整える。また、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。</p>	
<p>学力向上対策(学力向上のための学校経営力向上支援事業)</p>	<p>学力調査等で明らかとなった学力問題の課題を解決するため、中期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けた取り組みを支援し、学校の組織力向上と授業改善を図ることで、児童生徒の生きる力の育成を目指す。</p>	

<p>中山間地域小規模・複式教育研究指定事業</p>	<p>中山間地域の教育振興のために、小規模の小・中学校や複式学級を有する小学校の授業改善や教員の指導力向上及び児童生徒の基礎学力の定着と学力の向上を図る。</p>	
<p>連携型中高一貫教育推進</p>	<p>連携型中高一貫教育の推進を図るため、連携校が行う取り組みを支援する。</p>	
<p>高等学校における遠隔教育の普及・研究事業</p>	<p>2つ高等学校間を ICT で結び、進路希望に応じた選択科目や習熟度別の授業を共同学習で行う。</p>	
<p>個々に応じた確かな学力育成研究事業</p>	<p>インターネット学習教材を授業や補習、家庭学習で活用し、個々の生徒の学力や進路希望に応じた学習を推進する。</p>	
<p>高知県地域教育振興支援事業</p>	<p>地域の実情に応じて、市町村（学校組合）教育委員会が、自主的かつ主体的に行う地域の教育課題解決の取り組みを支援する。</p>	
<p>【再掲】学校・地域連携支援事業</p>	<p>地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進する。また、子どもや学校への支援活動を通じて、地域住民の生きがいつくりや地域のつながり・絆の強化、地域の教育力の向上を図る。</p>	



## VIII 地域文化の振興等

県民一人一人に楽しさや感動や精神的な安らぎ、生きる喜びをもたらす芸術文化を振興し、暮らしの中に根づかせることにより、交流の場の拡大や個性豊かな街づくりにつなげ、社会全体の活力を高めます。

### ■地域文化振興等の方針

- (1) 地域に残された貴重な伝統芸能、文化財、歴史的景観、生活文化などの文化資産を保存、継承し、後世に伝えていくとともに、新たな発掘や活用を行うことにより、地域文化の振興を図ります。
- (2) それらの文化資産を地域の強みとして生かすことで、地域の自立促進に資する個性ある文化活動の環境づくりを目指すとともに、まちづくりや観光振興にも寄与させます。

事業名	事業内容	備考
文化広報誌発行事業	高知で生き生きと暮らす人々の価値観やライフスタイル、活動などを通して高知の文化を広く県内外へ発信し、高知の魅力の再発見、交流人口の拡大及び地域の活性化に繋げることを目的として、高知県文化広報誌「とさぶし」を発行する。	
文化施設管理運営事業	県立文化施設（高知城歴史博物館、美術館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館、県民文化ホール）の運営を通して、県内の芸術、歴史、文化の振興を図る。	
文化財管理調査事業	地域の歴史や文化の活用や、文化財の保存活用への支援により、地域の文化を後世まで保存・継承し、地域の活性化を図る。	

## Ⅸ 集落の整備

集落は自治組織の基本単位であり、それぞれの規模や状況に応じてその維持や活性化につながる取り組みを行うことが地域全体の活力創出につながると考えます。

そのため、地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができる「持続可能な仕組みづくり」を進めるとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活基盤の整備を一体的に推進します。

### ■集落整備の方針

- (1) 地域内で食料品等の生活用品の確保や通院や買い物等の移動手段の確保、日常生活に欠かせない生活水の確保など、住民一人一人の日常生活を支える仕組みづくりを支援します。
- (2) 集落の暮らしを守る取り組みを進めるとともに、住民みんなで集落同士の連携などにより、地域を支え合える仕組みづくりや、集落の活性化につながる仕組みづくりなど、集落の維持や新たな活動につながる拠点としての、「集落活動センター」の取り組みを支援します。
- (3) 医療、福祉、商業などの機能が集約されたコンパクトな中心部と、集落活動センターなどの「小さな拠点」を衛星としたネットワークを、過疎地域を含む県土全域に張り巡らせるとともに、中心部と拠点又は拠点同士を結ぶ交通網の維持・活性化や物流の仕組みづくりにより、互いに機能を補い合い、共存できる複層的、重層的なネットワークの形成を図ります。

事業名	事業内容	備考
集落活動センター推進事業	集落機能の維持や地域活動の担い手確保等、中山間地域が抱える課題を解決するため、住民主体で集落同士の連携等により、地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う「集落活動センター」の取り組みへの支援を行い、住民が安心して生活し続けることのできる環境づくりを推進する。	
中山間地域生活支援総合事業	中山間地域の人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を築くため、生活用品や生活水、移動手段の確保等に向けた取り組みを推進する。	

## X その他地域の自立促進に関し必要な事項

### 1 自然エネルギーの利用

- (1) それぞれの地域の自然条件や特色を生かした自然エネルギーの導入を進め、地域の自立促進に寄与します。
- (2) 特に、本県では、全国トップクラスの日照時間や森林率、年間降水量があり、こうした優位性を生かし、太陽光発電や木質バイオマス、小水力発電、風力発電などによりエネルギーの地産地消を進めます。
- (3) 自然エネルギーの導入促進により、地球温暖化対策に加え、産業振興や地域振興、中山間対策にも貢献します。

### 2 鳥獣被害対策

- (1) 有害鳥獣の防除対策を実施し、農林作物への被害の軽減や地域住民が安心して生活できる環境の保全に取り組みます。
- (2) 奨励（捕獲報償金）による捕獲や委託による捕獲を実施し、有害鳥獣の駆除を推進します。
- (3) 防護柵設置等の助成により、有害鳥獣による被害の未然防止を図ります。

事業名	事業内容	備考
防除対策事業	野生鳥獣による農林業被害等を軽減するため、集落ぐるみで取り組む総合的な対策を支援し、正しい被害対策や技術の普及啓発等を推進するとともに狩猟者の確保育成や技術向上に取り組む。	
捕獲対策事業	シカやイノシシなどの有害鳥獣の捕獲を推進することで、農林業被害や自然植生被害を防止する。	
地域の元気応援事業	地域支援企画員の活動や人材育成などを通して、地域の主体的な取り組みを応援することにより、地域の自立を支援する。	

## XI 過疎地域市町村に対する行財政上の援助

事業名	事業内容	備考
<p>1 産業の振興</p> <p>(1) 農業の振興</p> <p>集落営農・複合経営拠点支援事業</p> <p>こうち農業確立総合支援事業</p> <p>新規就農推進事業</p> <p>中山間地域総合整備事業</p> <p>レンタル畜産施設等整備事業</p>	<p>農業生産の共同活動に取り組む集落営農の裾野を広げるとともに、複合経営に取り組む「こうち型集落営農」の更なる拡大と法人化を推進するため、ソフト、ハードによる支援を行う。</p> <p>(集落営農支援事業費補助金 補助率 ハード：1/3～3/5 以内 ソフト：定額)</p> <p>中山間地域の農業の競争力を高め、支える「中山間農業複合経営拠点」を県内に拡大するため、拠点整備に係るソフト、ハードの支援を行う。(複合経営拠点支援事業費補助金 補助率 ハード：3/5 以内 ソフト：1/2～2/3 以内、定額)</p> <p>市町村が自主性・主体性をもって行う農業生産活動等に係る農業振興施策を支援する。(補助率 1/2 以内)</p> <p>産地提案書等に沿って実施する就農希望者の実践研修や後継者の親元研修を総合的に支援することにより、新規就農者確保対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専業(兼業)農家育成区分</li> </ul> <p>研修手当：(専業)月額15万円以内 (兼業)月額12万円以内</p> <p>補助率：(専業)2/3以内 (兼業)1/2以内</p> <p>受入謝金：月額5万円以内、定額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親元就農応援区分</li> </ul> <p>親元就農支援金：120万円、1/2以内</p> <p>中山間地域の農業・農村の活性化、定住の促進及び環境を保全するため、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に実施する。</p> <p>(補助率：国55%、県30%)</p> <p>畜産物生産基盤の維持・拡大、強化を図るため、市町村又は農業協同組合が行うレンタル畜産施設等の整備に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、補助する。</p> <p>(補助率：県1/3以内 ただし中山間地域においては2/5以内。高度化区分、たい肥舎を除く)</p>	

<p>経営体育成基盤整備事業</p>	<p>地域農業の振興と優良農地を確保するため、経営体の育成を進めながら農業生産基盤の整備を実施する。 (補助率：国 55%、県：30%)</p>	
<p>(2) 林業の振興</p> <p>人づくり推進事業(特用林産業新規就業者支援事業)</p> <p>地域林業総合支援事業</p>	<p>特用林産業に新規に携わる者に対し、生産技術を習得させるための研修助成金を市町村が支給する場合、経費の一部を補助する。さらに市町村が研修指導者に支給する謝金に対して補助する。</p> <p>森林資源の有効な利活用による地域林業の活性化を支援する。 (補助率：定額又は 5/10 以内)</p>	
<p>(3) 水産業の振興</p> <p>漁場環境保全事業(海面環境保全推進事業)</p> <p>沿岸漁業担い手活動促進事業(新規漁業就業者支援事業)</p> <p>漁業生産基盤整備事業</p>	<p>沿岸漁場の海底清掃の費用を支援する。 (補助率：1/2 以内)</p> <p>新たな漁業就業者を確保し、本県の沿岸漁業の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規漁業就業者支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援(補助率：2/3 以内、補助対象上限額 15 万円)</li> <li>指導者報償費(補助率：定額 5 万円)</li> <li>損害保険料(補助率：2/3 以内)</li> </ul> </li> <li>・担い手育成団体支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修生給与(補助率：定額 10 万円)</li> <li>指導者報償費又は給与(補助率：定額 5 万円)</li> <li>損害保険料(補助率：2/3 以内)</li> <li>研修に必要な施設整備(補助率：1/2 以内)</li> <li>研修に必要な施設の使用料及び賃借料 (補助率：1/2 以内(漁船は上限 100 千円/月))</li> </ul> </li> </ul> <p>水産業の振興及び漁村の活性化効果が認められる事業や漁業経営の効率化のための設備投資を支援する。また、ロケット打ち上げや軍事演習に伴う漁業への影響を緩和するため、生産基盤整備への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リマ区域周辺漁業用施設設置事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>共同利用施設(補助率：43/60以内)</li> </ul> </li> <li>・種子島周辺漁業対策事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>共同利用施設(補助率：7.5/10以内)</li> <li>魚礁(補助率：7/10以内)</li> </ul> </li> <li>・漁業生産基盤維持向上事業(補助率：1/2以内)</li> <li>・沿岸漁業設備投資支援事業(補助率：1/6、1/3以内)</li> </ul>	<p>安芸市、須崎市</p>

<p>沿岸沖合漁業等振興事業（定置網漁業振興事業）</p>	<p>定置網漁業の漁獲量の増加を目的として、網成りの状況調査及び先進地での研修を行い、定置網設置技術の高度化につなげる。また、民間事業者の参入による遊休漁場の事業承継を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定置網敷設状況調査事業（補助率：1/2 以内）</li> <li>・定置網漁業承継等支援事業</li> </ul> <p>（補助率：4/10 以内、上限 3,000 万円）</p>	<p>土佐清水市、黒潮町</p>
<p>（4）観光の振興</p> <p>観光振興推進事業（観光拠点等整備事業費補助金）</p> <p>おもてなし基盤整備事業（国際観光受入環境整備事業費補助金）</p>	<p>産業振興計画に位置づけられた取り組みを対象に、地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地づくりを実行するため、観光拠点の整備及び観光資源の発掘、磨き上げ等の取り組みを総合的に支援する。</p> <p>外国人観光客の受入態勢づくりに向けて、市町村や組合団体等が実施する多言語による観光案内板や誘導表示、パンフレット等案内ツール及び Wi-Fi 環境の整備、外国人対応トイレへの改修を支援する。</p>	
<p>2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>情報通信基盤整備事業</p> <p>移動通信用施設整備事業</p> <p>共聴施設整備等事業</p> <p>地域の交通維持支援事業</p>	<p>地域間の情報通信格差是正に必要となる超高速ブロードバンドサービスを提供するための施設（FTTH、ケーブルテレビなど）を市町村が整備する事業に対し補助する。</p> <p>条件不利地域における携帯電話のサービスエリアを確保するため、市町村が携帯電話基地局を整備する事業に対し補助する。</p> <p>共聴施設を整備、改修するために、市町村が行う事業に対し補助する。</p> <p>地域の移動手段の確保のため、利便性向上を目指した路線再編などに必要な調査等に要する経費及び路線維持のために必要な施設整備費を市町村及び一部事務組合に補助する。（補助率 1/2 以内）</p>	
<p>3 生活環境の整備</p> <p>地域地震防災対策事業</p> <p>廃棄物処理対策事業</p>	<p>南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、津波避難施設や緊急用ヘリコプター離着陸場等の整備など地域ぐるみで支え合う自主的な地域防災対策を行う市町村に対して補助する。</p> <p>（補助率 県 1/2～2/3）</p> <p>放置自動車を撤去するために市町村が実施する事業に対し補助する。</p>	

<p>4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>あったかふれあいセンター事業（あったかふれあいセンター事業費補助金）</p> <p>自殺対策事業（自殺対策強化事業費補助金）</p> <p>老人クラブ活動育成事業（地域老人クラブ活動費補助金）</p> <p>中山間地域介護サービス確保対策事業（中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金）</p> <p>高齢者向け住まい確保対策推進事業（高齢者向け住まい確保対策モデル事業費補助金）</p> <p>小規模複合型サービス確保対策事業（多機能型福祉サービスモデル事業費補助金）</p> <p>住宅等改造支援事業（住宅等改造支援事業費補助金）</p>	<p>高齢者や子ども、障害者等誰もが地域地域で安心して暮らし続けられるよう、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることができる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合いの活動などを行う地域福祉活動を推進するとともに、介護予防サービスの提供体制の充実に向けたリハビリテーション専門職の派遣や認知症カフェの設置などを推進する。</p> <p>地域における自殺対策を強化するために、地域の実情に応じて市町村が取り組む活動に対し補助を行う。</p> <p>老人クラブ等に対し、会員の教養の向上、健康づくり、レクリエーションの充実及び地域社会との交流活動に対する助成を行い、その活動を通じて高齢者福祉の充実を図る。</p> <p>また、老人クラブへの加入者、加入率が減少傾向にある中、介護保険の周辺施策として、地域老人クラブの活性化を図る。</p> <p>特別地域加算対象の地域の中で、特に利用者が少ない地域に居住する要介護者等に介護サービスを提供した事業者へ、人件費、訪問・送迎費用の一部を助成する。</p> <p>自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者等が地域において安心して暮らせるよう、低廉な家賃の住まいの整備に取り組む市町村等を支援する。</p> <p>小規模で多様なニーズに対応可能な福祉サービス提供施設の整備に取り組む市町村等を支援する。</p> <p>高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活するために、市町村が実施する住宅等改造助成事業に対し補助する。</p>	
---	---	--

<p>介護施設等整備事業 (介護基盤緊急整備 等事業費補助金)</p>	<p>市町村が行う小規模介護老人福祉施設、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所の整備に対して助成する。</p>
<p>障害者自立支援事業 (重度訪問介護等利 用促進支援事業費補 助金)</p>	<p>自立支援給付額の支給額が国庫負担基準を超過する市町村のうち地域生活支援事業費補助金(重度障害者特別支援事業)の対象外等の市町村に対して超過額の一部を助成する。</p>
<p>障害者自立支援事業 (障害福祉サービス 等確保支援事業費補 助金)</p>	<p>中山間地域に居住する障害児者や、重度障害や強度行動障害を有する障害児者が、住み慣れた地域で、障害特性に応じた必要なサービスを利用し、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を図る。</p>
<p>地域生活支援事業(地 域生活支援事業費補 助金)</p>	<p>障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業に対して助成する。</p>
<p>地域生活支援事業(在 宅障害者支援事業費 補助金)</p>	<p>身体障害者がその住宅を身体の状態に応じた安全かつ利便性に優れたものに改造する費用や、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用に対して、市町村が助成する事業に対して補助する。</p>
<p>相談支援事業(相談支 援体制整備事業費補 助金)</p>	<p>地域の相談支援体制の充実強化を図るため、単独での相談支援事業の委託が困難な市町村が、複数で共同して相談支援体制の整備を事業所に委託する経費に対して助成する。また、在宅の重症心身障害児(者)に対する相談支援機能の充実を図るため、市町村が専門的職員を配置する重症心身障害児施設に相談支援事業を委託する経費に対し助成する。</p>
<p>発達障害児・者支援事 業(発達障害児地域支 援モデル事業費補助 金)</p>	<p>中山間地域をモデル地域とし、障害のある子どもへの適切な支援が行われるように保育士等への研修の実施及び支援体制の構築等を図る。</p>
<p>児童虐待防止等対策 事業(地域子ども・子 育て支援事業費補助 金)</p>	<p>乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育、保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 また、要保護児童対策地域協議会調整機関の職員の専門性強化等を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する。</p>



<p>児童虐待防止等対策事業（子どもの見守り体制推進交付金）</p> <p>ひとり親家庭医療費助成事業（ひとり親家庭医療費補助金）</p> <p>青少年対策推進（児童健全育成地域活動推進事業費補助金）</p> <p>こうち出合いのきっかけ応援事業（出合いのきっかけ応援事業費補助金）</p>	<p>市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。</p> <p>ひとり親家庭の健康維持と生活の安定を図るため、医療費助成事業を実施する市町村に対して補助を行う。</p> <p>市町村等が行う少年補導育成センター運営事業に対して助成するとともに、児童館・児童センター等を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。</p> <p>市町村や非営利団体、複数の企業間で行う出合いのきっかけづくりのためのイベント等へ補助金を交付する。</p>	
<p>5 医療の確保</p> <p>へき地医療拠点病院群運営費補助金</p> <p>へき地診療所運営費補助金</p> <p>へき地医療拠点病院施設整備費補助金</p> <p>へき地診療所施設整備費補助金</p> <p>へき地医療機関等設備整備費補助金</p> <p>へき地患者輸送車運行事業費補助金</p> <p>無医地区巡回診療事業費補助金</p>	<p>へき地医療拠点病院群の指定を受けた病院の実施するへき地医療支援事業に対して補助を行う。</p> <p>国庫補助を受けて設置したへき地診療所のうち、市町村が直接運営する施設の運営赤字に対して補助を行う。</p> <p>へき地医療拠点病院の施設整備に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>へき地診療所の施設整備に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>へき地医療拠点病院及びへき地診療所の設備整備に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>無医地区等の患者を最寄りの医療機関まで輸送するための車輛を運行する市町村に対して補助を行う。</p> <p>医療機関に恵まれない無医地区住民の医療を確保し、健康保持と予防、医療の一体化を図るため、無医地区巡回診療を実施する市町村に対して補助を行う。</p>	

<p>6 教育の振興</p> <p>高知県地域教育振興支援事業</p> <p>保育サービス促進事業（保育サービス等推進総合補助金）</p> <p>特別支援保育・教育推進事業（特別支援保育・教育推進事業費補助金）</p> <p>特別支援保育・教育推進事業（スクールソーシャルワーカー活用事業委託料）</p> <p>保育所・幼稚園等施設整備事業（認定こども園施設整備費補助金）</p> <p>保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業（保育所・幼稚園耐震診断事業費補助金）</p> <p>保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業（幼稚園耐震化促進事業費補助金）</p>	<p>地域の実情に応じて、市町村（学校組合）教育委員会が、自主的かつ主体的に行う地域の教育課題解決の取り組みを支援する。</p> <p>次世代育成支援推進行動計画等の地域計画を円滑に推進するため、地域のニーズに応じた保育サービスの充実に関する事業に要する経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児保育促進事業</li> <li>○家庭支援推進事業</li> <li>○病児・病後児等保育事業</li> </ul> <p>保育所・幼稚園等に通う特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特別支援保育専門職員育成事業</li> <li>②特別支援保育推進事業</li> <li>③特別支援加配保育士等雇用事業</li> </ul> <p>厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。</p> <p>認定こども園への円滑な移行を促進するため、認定こども園となることで必要となる施設の増築、改築及び改修等並びに設備整備に係る経費に対して補助を行う。</p> <p>南海トラフ地震に備え、保育所・幼稚園等の子どもの安全を確保するため、地震に対するリスクが高いと思われる施設の耐震診断のための費用を補助する。</p> <p>耐震対策を目的として行う幼稚園施設の整備に要する費用について補助し、園児が安心して生活できる安全な幼稚園づくりを支援する。</p>	
---	--	--

<p>保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業 (保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金)</p> <p>保育料等軽減事業(多子世帯保育料軽減事業費補助金)</p> <p>学校・地域連携支援事業</p>	<p>保育所等の高台移転及び高層化に伴う検討及び施設整備について支援を行い、南海トラフ地震で発生する津波から乳幼児の安全を確保する。</p> <p>18才までの子どもが3人以上いる家庭を応援し、経済的負担の軽減を図るため、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減(無料化)する。</p> <p>地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進する。また、子どもや学校への支援活動を通じて、地域住民の生きがいつくりや地域のつながり・絆の強化、地域の教育力の向上を図る。</p>	
<p>7 地域文化の振興等</p> <p>文化財管理調査事業 (文化財保存助成事業)</p>	<p>文化財を保存活用するため、文化財の所有者等が保存修理や公開を行うために必要な経費に対して補助する。</p>	
<p>8 集落の整備</p> <p>集落活動センター推進事業費補助金</p> <p>中山間地域生活支援総合補助金</p>	<p>集落活動センターの取り組みを進めるための、初期投資費用や外部人材等の人件費・活動費、経済活動の拡充に係る経費を支援する。</p> <p>中山間地域で高齢者等が安心して暮らせる生活環境を整えるため、生活用品や生活用水、移動手段の確保など市町村等が進める多様な取り組みを支援する。</p>	
<p>9 その他地域の自立促進に関し必要な事項</p> <p>防除対策事業</p> <p>捕獲対策事業</p>	<p>野生鳥獣による農林業被害等を軽減するため、集落ぐるみで取り組む総合的な対策を支援し、正しい被害対策や技術の普及啓発等を推進するとともに狩猟者の確保育成や技術向上に取り組む。</p> <p>シカやイノシシなどの有害鳥獣の捕獲を推進することで、農林業被害や自然植生被害を防止する。</p>	